

第三次北本市環境基本計画

素案（たたき台）

(表紙裏)

目次

序 編	私たちが暮らす北本の環境は	1
第1章	環境基本計画はなぜ必要なのか.....	1
1	環境基本計画策定に向けて.....	1
2	環境に係る社会情勢・動向.....	2
第2章	環境問題や環境づくりへの市民の意識と変化.....	5
1	環境に係る計画や取組・用語について.....	5
2	北本市の環境について.....	6
3	気候変動の影響について.....	7
4	雑木林を残していくために特に優先すべき取組（市民）.....	7
5	今後、市が優先すべき取組.....	8
第3章	北本市の環境の状況と取組の進捗状況等.....	9
1	北本市の概況.....	9
2	環境の現状.....	15
3	第二次環境基本計画の進捗状況と課題.....	27
計画編	北本市環境基本計画	33
第1章	北本市環境基本計画が果たす役割.....	33
1	環境基本計画の役割.....	33
2	協働の環境づくりに向けて.....	35
3	計画の推進・進行管理に向けて.....	39
第2章	計画がめざしていく環境の姿.....	41
1	望ましい環境像.....	41
2	環境像実現に向けた目標と重点取組.....	42
施策の展開・行動編	47
第1章	計画で進めていくこと.....	47
1	施策の体系.....	48
2	協働プロジェクトの展開.....	50
	協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑いきいきプロジェクト.....	53
	協働プロジェクトⅡ 省エネ・再エネ推進エコライフプロジェクト.....	57
	協働プロジェクトⅢ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト.....	61
	協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環プロジェクト.....	65
第2章	市の取組.....	69
	長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち.....	69
	長期的な目標2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち.....	73
	長期的な目標3 一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち.....	78

計画書の構成

はじめに		
序 編	私たちが暮らす北本の環境は	私たちが暮らしている北本市を取り巻く環境情勢や環境の状況などを示しています。
第1章	環境基本計画がなぜ必要なのか	環境に係る社会情勢など計画策定の背景を示しています。
第2章	環境問題や環境づくりへの市民の考え	市の環境に対する市民の考えや計画策定にあたっての取組に対する意向などを紹介しています。
第3章	北本市の環境の状況や環境保全の取組	市の概況や環境の現状、第二次環境基本計画の進捗状況と計画策定に向けた課題などを整理しています。
計画編		
環境基本計画がめざすもの		北本市環境基本計画及び市・市民・事業者・民間団体の役割など計画の基本的事項、計画が目指す環境像や目標（施策の大綱）を示しています。
第1章	北本市環境基本計画が果たす役割	第三次環境基本計画の役割（位置づけ）や計画期間、各主体の役割など、計画の基本的な事項を示しています。 1 環境基本計画の役割 2 協働の環境づくりに向けて（市・市民・事業者・民間団体の役割など） 3 計画の進行・管理のしくみなど
第2章	計画がめざしていく環境の姿	第三次環境基本計画が目指していく環境像やその実現に向けた長期的な目標、施策の大綱・体系などを定めています。 1 『望ましい環境像』の実現に向けて 2 環境像実現に向けた目標と施策の方針など
施策の展開・行動編		
環境基本計画で進めていくこと		環境像・長期的目標の実現に向けて、第三次環境基本計画で進めていく施策（取組）の内容などを明らかにしています。
第1章	計画で進めていくこと	環境づくりに向けた取組の全体像（施策の体系）及び協働プロジェクト（重点的取組）の内容を定めています。 1 施策の体系 2 協働プロジェクト（重点的取組） Ⅰ 雑木林・緑いきいきプロジェクト Ⅱ 省エネ・再エネ推進プロジェクト Ⅲ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト Ⅳ きたもと環境の環プロジェクト
第2章	市の取組	第三次計画として長期的な目標ごとに、市が進めていく取組内容と主な担当課を定めています。 長期的な目標 1 自然共生社会の形成に向けて 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち 長期的な目標 2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち 長期的な目標 3 協働社会の実現に向けて 一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち
資料編		
計画に密接に関連する条例、宣言の紹介、計画策定の経過、北本市環境審議会及び庁内調整会議での検討内容、計画書で用いられている用語の解説など		
1	北本市環境基本条例	4
2	北本市ゼロカーボンシティ宣言	5
3	計画策定の経過	環境審議会 諮問・答申、庁内会議 用語の解説

序 編 私たちが暮らす北本の環境は

第1章 環境基本計画はなぜ必要なのか

1 環境基本計画策定に向けて

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきました。しかし、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、さまざまな資源や化石エネルギーを大量に消費してきた私たちの社会経済活動は、グローバル化し、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、地球温暖化や生物多様性の喪失など、人類をはじめすべての生物の生存を脅かす問題となっています。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われてきており、都市・生活型公害や廃棄物などによる環境問題をはじめ、気候変動・地球温暖化に伴う豪雨災害の多発や自然・生活環境や産業への影響などが顕在化するなど、持続可能な地域社会の形成に向けた大きな課題となっています。また、本市の豊かな自然とともに育まれてきた里地里山環境や歴史的景観など、地域の自然資源や個性も失われてきています。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物等のバランスによって成り立っており、私たちはこうした環境の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然を維持しつつ、自然が果たしている諸機能を回復・再生し、まちづくりに活かし、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築していく必要があります。そして、現在そして将来の世代が享受できるようにしていかなければなりません。

そこで、私たち一人ひとりが環境の現状や、環境がもたらしているさまざまな恵みについて理解し、緑豊かな自然と共生し、持続可能なまちづくりに向けた取組を共有し、それぞれができることから実践するとともに、その効果的な実現に向けて連携・協働していく必要があります。

北本市環境基本計画は、こうした取組を総合的かつ計画的に進めていくための本市の環境行政のマスタープランとして、また、市・市民・事業者・民間団体の環境の保全及び創造に向けたガイドラインとして策定しています。

第三次北本市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、2017（平成29）年3月に策定した「北本市環境基本計画（第二次）」が2025（令和7）年度に計画期間が終了するのに合わせて、今日の新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、これからの本市の環境政策の方向を定め、市民・事業者・民間団体をはじめ、国・県・近隣市町との取組と連携し、適切に推進していくことを目的に、改定を行うことにしました。

2 環境に係る社会情勢・動向

今日、気候変動・温暖化をはじめとする環境に関わる社会情勢はめまぐるしく変化しており、従来の個別の環境問題への対策だけではなく、社会・経済を含めた持続可能な社会の実現に向けた環境政策の転換点を迎えています。

国際社会の動向

持続可能な地球 SDGs(持続可能な開発目標)

- 2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、2030年行動計画が全会一致で採択
- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標としてSDGs(持続可能な開発目標)が提示
- 2030(令和12)年を年限として17分野のゴール、169ターゲット
 - ①貧困
 - ②飢餓
 - ③保健
 - ④教育
 - ⑤ジェンダー
 - ⑥水・衛生
 - ⑦エネルギー
 - ⑧成長・雇用
 - ⑨イノベーション
 - ⑩不平等
 - ⑪都市
 - ⑫生産・消費
 - ⑬気候変動
 - ⑭海洋資源
 - ⑮陸上資源
 - ⑯平和
 - ⑰実施手段

※青字：環境と密接に関わる分野

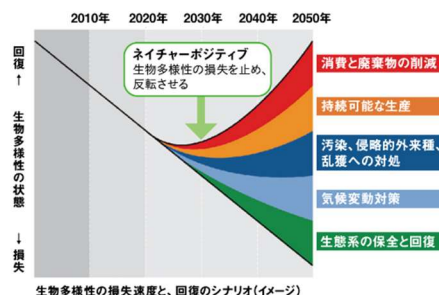
自然再興に向け

生物多様性の損失

- 開発などの人間活動による危機。
- 自然に対する働きかけの縮小による危機。
- 人間により持ち込まれたものによる危機
- 気候変動による危機

昆明・モントリオール生物多様性枠組<2022年>

- 2050年生物多様性ビジョン『自然と共生する世界』
 - 2030年ミッション:人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる。ネイチャーポジティブ(自然再興)
 - 行動目標:2030年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護する(30by30目標)など、23項目のグローバルターゲットが設定
- 生物多様性・生態系保全は気候変動対策の重要な一翼



30by30
2021(令和3)年G7サミットにて
G7・2030年「自然協約」採択
●2030年までに、自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全
CO₂の吸収(ブルーカーボン)を通じた排出削減・吸収量の組込

気候変動の緩和と適応に向け

パリ協定<2015(平成27)年>

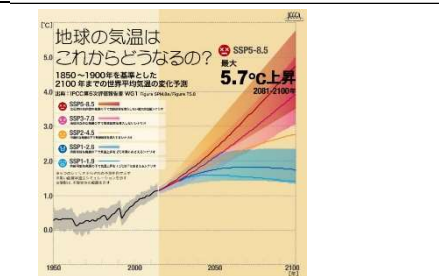
- COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で成立、翌年発効
- 産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力

グラスゴー気候合意<2021(令和3)年>

- COP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)で採択
- 「1.5℃目標」の明確化、石炭火力発電の段階的削減
- 世界全体のCO₂排出量を2050年カーボンニュートラルに向け各国の迅速な行動を求める。

地球沸騰化時代(2023年グテーレス国連事務局長)

気候変動による影響が拡大・極端な気象災害の多発



循環経済

食品ロス問題

- SDGsのゴール「飢餓をなくす」
- 気候変動に伴う渇水等気象災害、紛争等による農業生産への影響など

マイクロプラスチック問題

- マイクロプラスチックによる海洋汚染の深刻化
- 生物体内に蓄積→食物連鎖→生態系・食物への影響
- プラスチックごみの減量・資源循環、再生可能資源化



(出典:環境省 HP)

環境面の多様なリスクの増大

- 気候変動リスク(希少災害、健康被害、農業被害)
- 有害化学物質リスク、海洋汚染等環境汚染リスク
- 生物多様性の喪失によるリスクなど

国の動向	県の動向	市の動向
<p style="text-align: center;">自然再興の実現に向け</p> <p>生物多様性国家戦略 2023-2030</p> <ul style="list-style-type: none"> ●昆明・モンテリオール生物多様性枠組を踏まえ 2023(令和 5)年 3 月に改定 ●2050 年ビジョン:自然と共生する社会 ●2030 年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指す ●5 つの基本戦略と 40 の個別戦略 <ul style="list-style-type: none"> ①生態系の健全性の回復 場の保全・再生(30by30 目標等) ②自然を活用した社会課題の解決 ③ネイチャーポジティブ経済の実現 ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動 ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 	<p style="text-align: center;">自然再興の実現に向け</p> <p>埼玉県生物多様性保全戦略 2024~2031 策定</p> <p><2024(令和 6)年></p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来像:ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現 ●生態系エリア別戦略 多面的機能を発揮する森林 多様な生態系ネットワークの形成(里地里山、水域) 人と自然が共生する都市 ●横断的・基礎的戦略 生態系の健全性の回復 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備 	<p style="text-align: center;">緑豊かな自然との共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雑木林のまち 北本 第六次総合振興計画 ※2025(令和 7)年度改定 ●将来都市像:「緑にかこまれた健康な文化都市」 第二次環境基本計画 <2017(平成 29)年> ※2025(令和 7)年度改定 ●緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本 北本市緑の基本計画 ※2017(平成 29)年度改定 ●森林セラピー基地認定 <2019(令和元)年> ●デーノタメ遺跡国史跡 <2024(令和 6)年>
<p style="text-align: center;">気候変動の緩和と適応に向け</p> <p>気候変動適応法<2018(平成 30)年></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化と気候変動への対策を温室効果ガス排出削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)の両面から推進 ●豪雨災害の多発、熱中症搬送者数の増大 <p>2050 年カーボンニュートラル宣言<2020(令和 2)年></p> <p>地球温暖化推進法の改正<2021(令和 3)年 3 月></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2050 年カーボンニュートラルを位置づけ ●地域脱炭素ロードマップ策定<2021(令和 3)年 6 月> <p>地球温暖化対策計画<2021(令和 3)年 10 月></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2050 年カーボンニュートラルに向け ●2030(令和 12)年度において温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)、50%に向け挑戦 ●再エネの最大限活用、省エネの徹底 	<p style="text-align: center;">気候変動の緩和と適応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 <2009(平成 11)年策定> ●地球温暖化への適応に向けて<2016(平成 28)年策定> <p>埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期・改正版)</p> <p><2023(令和 5)年 3 月></p> <p><気候変動適応計画を包含></p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来像:カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉 ●目標:2030 年度温室効果ガス排出量 46%削減 <p>埼玉版スーパー・シティプロジェクト</p>	<p style="text-align: center;">ゼロカーボンシティ</p> <p>北本市ゼロカーボンシティ宣言</p> <p><2022(令和 4)年></p> <p>第 5 次北本市地球温暖化対策実行計画</p> <p><2025(令和 7)年度改訂></p> <ul style="list-style-type: none"> ●2030 年度 46%削減 
<p style="text-align: center;">循環経済への移行を国家戦略に</p> <p>食品ロスの削減の推進に関する法律<2019(令和元)年施行></p> <p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律<2022(令和 4)年施行></p> <ul style="list-style-type: none"> ●3R+Renewable の取組の促進 <p>第五次循環型社会形成推進基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2024(令和 6)年策定 ●循環経済への移行を国家戦略に位置づけ 	<p style="text-align: center;">循環型社会形成推進</p> <p>第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画<2021(令和 3)年>R7 年度改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能で環境にやさしい循環型社会 ●重点的に取り組む課題 <ol style="list-style-type: none"> ①食品ロスの削減 ②プラスチック資源循環的利用 ③廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用 	<p style="text-align: center;">循環型社会の形成</p> <p>北本市一般廃棄物処理基本計画・第 4 次計画改訂<2022(令和 4)年></p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品ロス削減推進計画を包含 ●4R(ごみの減量・資源化)の推進、他 ごみ・し尿の広域処理
<p style="text-align: center;">安全・安心、健康な暮らしの実現(基盤取組)</p> <p>第五次及び第六次環境域本計画<2024(令和 6)年></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 	<p style="text-align: center;">生活環境の保全</p> <p>第五次埼玉県環境基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全な大気環境身近な生活環境の保全ー環境リスクの低減、他 	<p>健康を支えるきれいな空気・水・土の維持</p> <p>第二次環境基本計画の基本的な施策</p>



北本市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動により、猛暑や大型台風、集中豪雨などの異常気象が頻発し、世界各地で大きな被害が発生しています。また、地球温暖化の進行により、生態系や農作物の生育に悪影響が及ぶことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、気候変動を抑制するために、2015年に採択されたパリ協定では、地球温暖化防止のため「産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追求する」との目標が掲げられ、そのためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

国内においては、政府が2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、SDGsの目標の一つ「気候変動」において、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるとの目標を掲げており、各自治体には、それに応じた対策が求められています。

このことから、北本市は、緑に囲まれた健康な文化都市として、市民一人ひとりが輝くまちを目指すとともに、市民や事業者と一体となり、かけがえのない環境を次の世代に残すために、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和4年1月15日 北本市長 三宮幸雄

北本市 & green

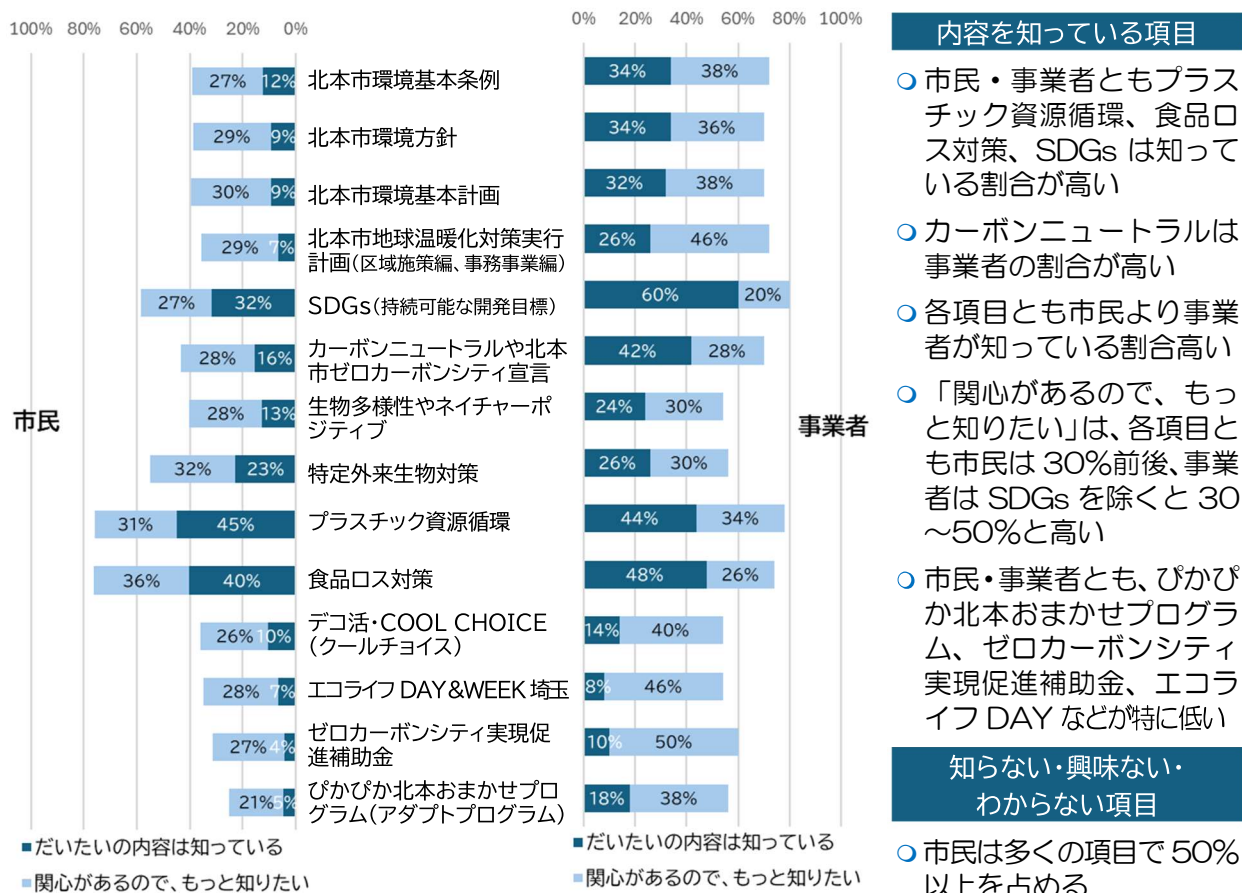


第2章 環境問題や環境づくりへの市民の意識と変化

2024（令和6）年9月に調査した「第三次北本市環境基本計画策定に係るアンケート」（以下、「R6調査」という。）及び2015（平成27）年6月調査（以下、「H27調査」という。）の結果をもとに、市民・事業者の環境意識やその変化の概況を示しています。（なお、本文中の割合（％）については、小数点以下四捨五入で表記しています。）

調査名	調査年月、調査方法	調査対象	対象者数（有効対象者数）	回収率
R6調査	令和6年9月実施 郵送による調査	市民	1,000人	46%
		事業者	100社	50%
H27調査	平成27年6月実施 郵送による調査	市民	2,000人（1,992人）	37%
		事業者	200社（194社）	39%
回収率及び回答者特性	<ul style="list-style-type: none"> ● R6調査の回収率は、市民・事業者ともH27調査よりそれぞれ10ポイント増加 ● 市民では60歳代以上の回答割合が63%とH27調査より12ポイント増加 ● 事業者では従業員数10人以上の事業所の回答割合が82%とH27調査より大幅に増加（H27調査では10人未満の事業所が70%を占めていた。） 			

1 環境に係る計画や取組・用語について



北本市環境基本計画について(市民)

- 市民の知っている割合が低い。H27調査と比べて「知っている」や「関心があるのもっと知りたい」の割合はほぼ同じで変化が見られない

内容を知っている項目

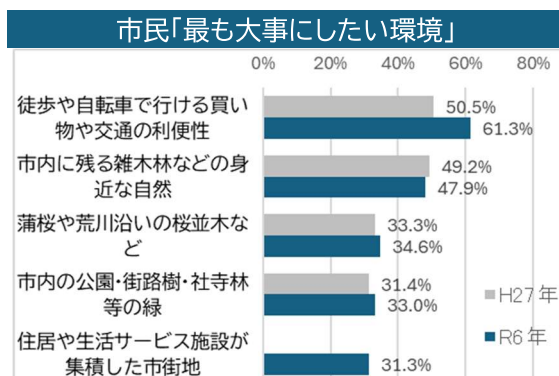
- 市民・事業者ともプラスチック資源循環、食品ロス対策、SDGsは知っている割合が高い
- カーボンニュートラルは事業者の割合が高い
- 各項目とも市民より事業者が知っている割合が高い
- 「関心があるので、もっと知りたい」は、各項目とも市民は30%前後、事業者はSDGsを除くと30~50%と高い
- 市民・事業者とも、ぴかぴか北本おまかせプログラム、ゼロカーボンシティ実現促進補助金、エコライフDAYなどが特に低い

知らない・興味ない・わからない項目

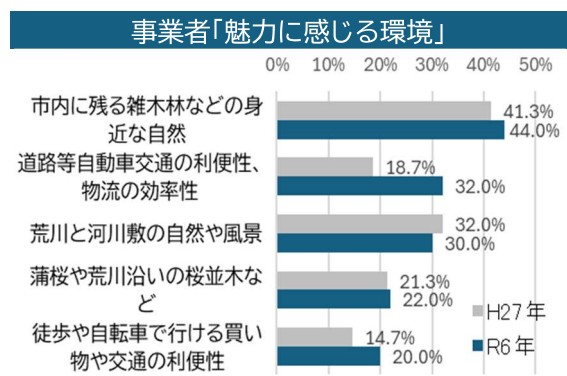
- 市民は多くの項目で50%以上を占める
- 事業者は20~40%で市民より少なく、関心があるのもっと知りたい割合も多い

2 北本市の環境について

① 市民「最も大事にしたい環境」、事業者「事業に関連し魅力を感じる環境」について

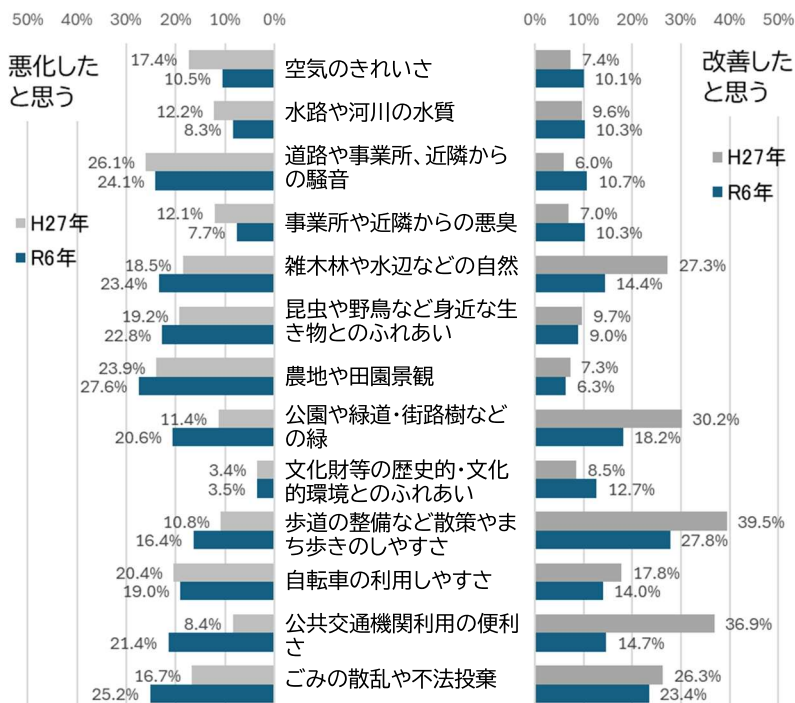


- 大事にしたい割合が高い上位 5 項目は、H27 調査とほぼ同じ
- 買物や交通の利便性は 10 ポイント向上、その他項目はH27 調査とほぼ同じ割合で大きな変化は見られない



- 魅力を感じる割合が高い上位 5 項目は、H27 調査と同じ
- 自動車交通の利便性・物流の効率性は 13 ポイント、買物や交通利便性 5 ポイント向上、なお、6 位の「歴史的文化的環境」も 5 ポイント向上

② 市民「ここ数年の北本市の環境の変化」について



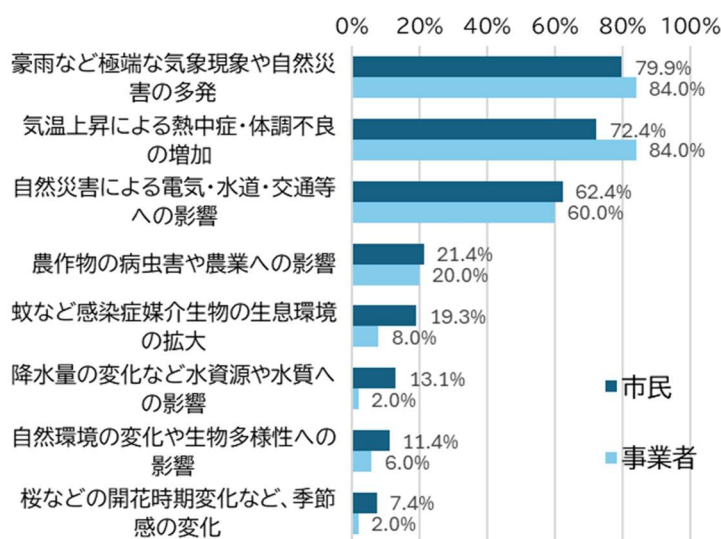
「改善したと思う環境」

- 歩道の整備など散策やまち歩きやすさが 1 位
- 改善したと思う環境の上位 5 項目は H27 調査と同じであるが、改善したと思う割合は、H27 調査より低下

「悪化したと思う環境」

- 悪化したと思う環境は、農地や田園景観、事業所や近隣の騒音、自然や身近な生き物とのふれあいなど
- ごみの散乱や不法投棄は第 2 位と、H27 調査より増加
- ごみの散乱や不法投棄は改善したと思う割合も 2 位で、H27 調査と比べ、改善割合が高く、年代や地域により異なると考えられる

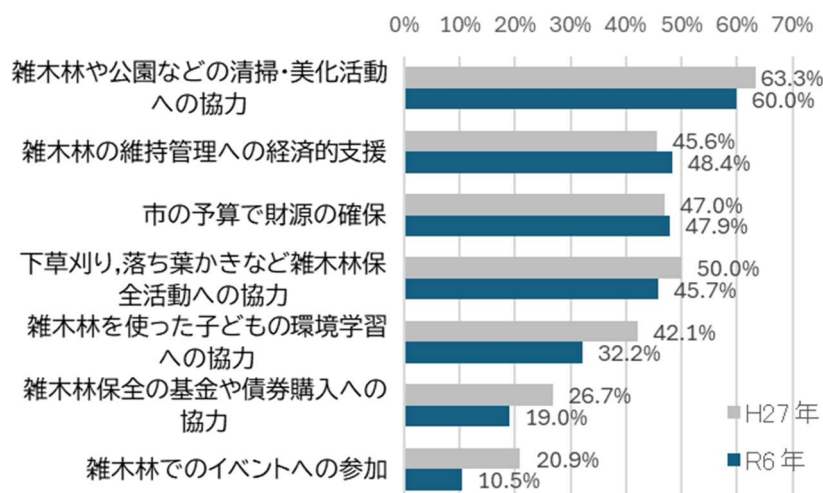
3 気候変動の影響について



市民「特に不安に思うこと」 事業者「事業活動の影響への懸念」

- 市民・事業者とも 1～3 位は 60% 以上で、他の項目とは大きな差
- 「極端な気象現象や自然災害の多発」「熱中症・体調不良の増加」が 1 位と 2 位で、事業者では 84%、市民 70%以上と特に高い
- 3 位の「自然災害による電気・水道・交通等への影響」は市民・事業者とも 60%以上

4 雑木林を残していくために特に優先すべき取組（市民）

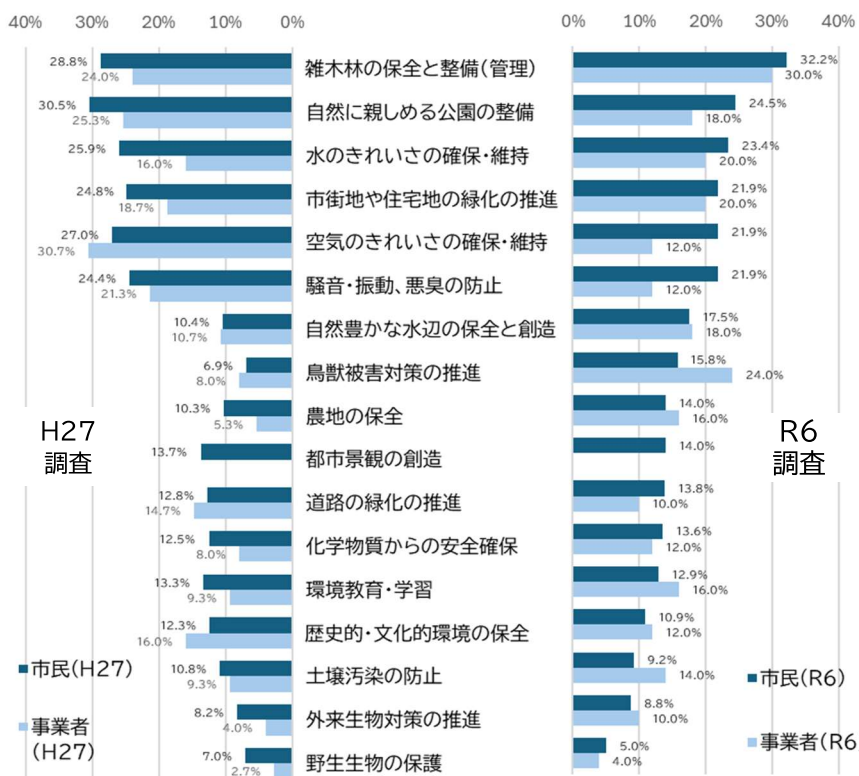


雑木林を残していくために優先すべき取組

- 市の魅力である雑木林を保全に向けて、優先すべき取組は、「雑木林や公園などの清掃・美化活動への協力」が 60%と最も高い
- 次いで「雑木林の維持管理への経済的支援」や「市の予算で財源の確保」「下草刈りや落ち葉かきなど雑木林保全活動への協力」がそれぞれ 45%以上と、維持管理への協力や経済的・財政的支援が必要としている
- H27 調査とほぼ同じ結果でしたが、経済的支援や財源確保が H27 調査よりやや高い傾向が見られる
- 「雑木林でのイベントへの参加」や「雑木林保全の基金や債券購入への協力」は H27 調査と同様に低いですが、H27 調査と比べさらに 7～10 ポイント程度低下

5 今後、市が優先すべき取組

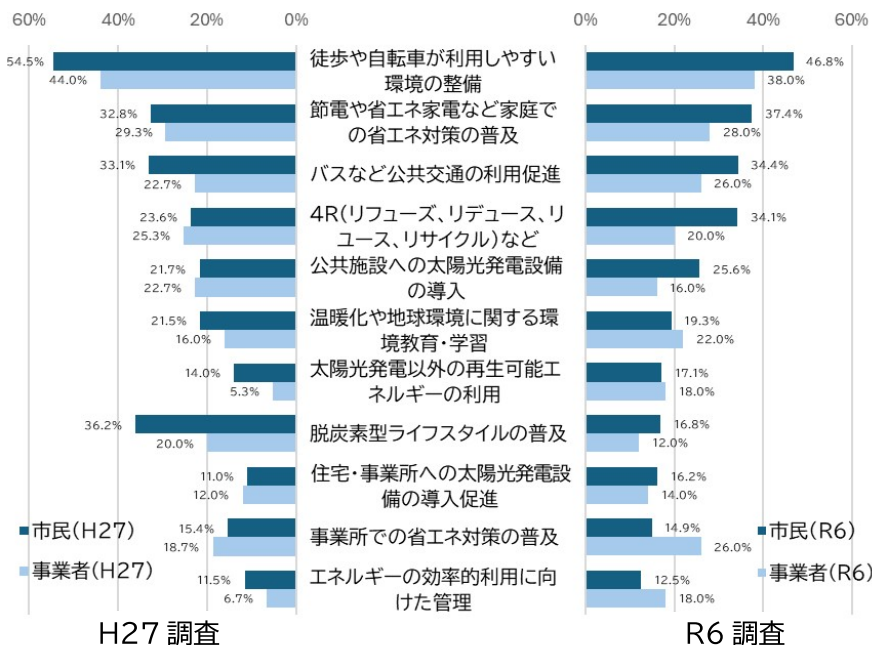
① 良好な生活環境・自然環境の確保に向けて(市民・事業者共通)



生活環境・自然環境の確保に向けて

- 市民・事業者とも、「雑木林の保全と整備(管理)」が30%以上と最も高い
- H27 調査と比べ、市民・事業者とも順位が上がる。大事にしたい・魅力ある環境でも「雑木林など身近な自然」が第1位となっていた点と整合
- 次に、市民は「自然に親しめる公園の整備」や「水のきれいさの確保・維持」
- 事業者では「鳥獣被害対策の推進」が2位で、H27 調査と比べ 16 ポイント増加
- 市民・事業者とも緑や水に囲まれた環境の整備に期待

② 地球温暖化対策に向けて(市民・事業者共通)



地球温暖化対策に向けて

- 市民・事業者とも、第1位は「徒歩や自転車が利用しやすい環境の整備」で、市民47%、事業者38%と、市の魅力としてコンパクトなまちづくりに期待
- 第2位は、市民・事業者とも「節電や省エネ家電など家庭での省エネ対策の普及」で、市民37%、事業者は28%と市民が高い。事業者では「事業所での省エネ対策」も26%と、第3位に入っている
- 市民の第3位は「バスなど公共交通の利用促進」で34%と高い

- 1位の「徒歩や自転車が利用しやすい環境の整備」はH27 調査も同じだが7ポイント前後低下
- H27 調査では「脱炭素型ライフスタイルの普及」が市民では36%で第2位でしたが、R6 調査では17%と半分に低下(H27 調査と用語変更、「脱炭素型」への理解が課題)
- 太陽光発電の導入促進は市民・事業者とも15%前後と低いが、H27 調査と比べ2~4ポイント増加
- 太陽光発電以外の再エネ利用は市民・事業者とも17~18%で、事業者はH27 調査より13ポイント増加

第3章 北本市の環境の状況と取組の進捗状況等

1 北本市の概況

(1) 市の概要・特性

【地理・交通】

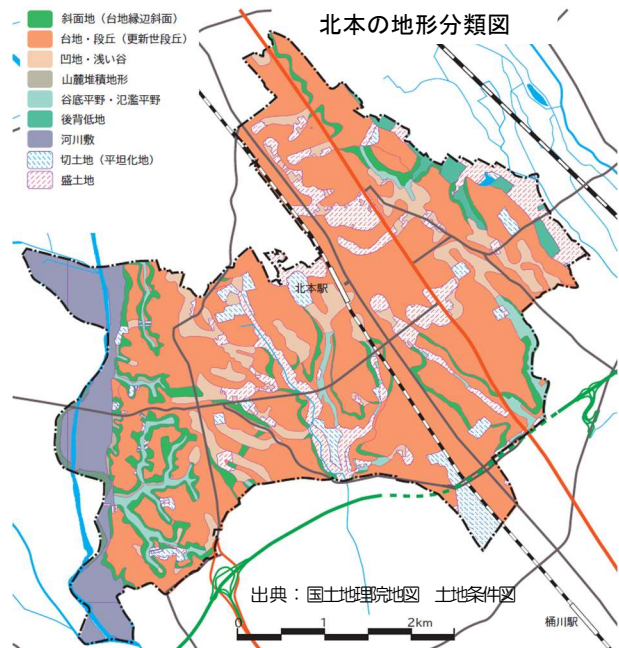
交通の利便性が高い首都近郊のコンパクトなまち

- 東西 5.8 km、南北 5.3 km、面積 19.82 km²の市域で、歩いて概ね 1 時間以内のまとまりある市域です。
- 埼玉県の平野部のほぼ中央部、東京都心から約 45 km 圏に位置し、都心まで約 50 分の通勤圏で、住宅都市として発展しています。
- 主要交通として JR 高崎線、国道 17 号線及び中山道が市中央部を南北に縦断しています。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市の南側を東西に横断（平成 27 年 10 月開通）し、国道 17 号線を挟む東西に桶川加納 IC 及び桶川北本 IC が開設され、東名自動車道や中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道に直結しています。
- 桶川北本 IC に接続し、県中央地域の道路ネットワーク形成と国道 17 号線の交通緩和や沿道環境改善に向けて、国道 17 号・上尾道路（さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田）が市の西部を縦貫する形で整備が予定されています。

【地形・地盤】

地盤の安定した台地と荒川などの河川、歴史文化がつくる多彩な景観のまち

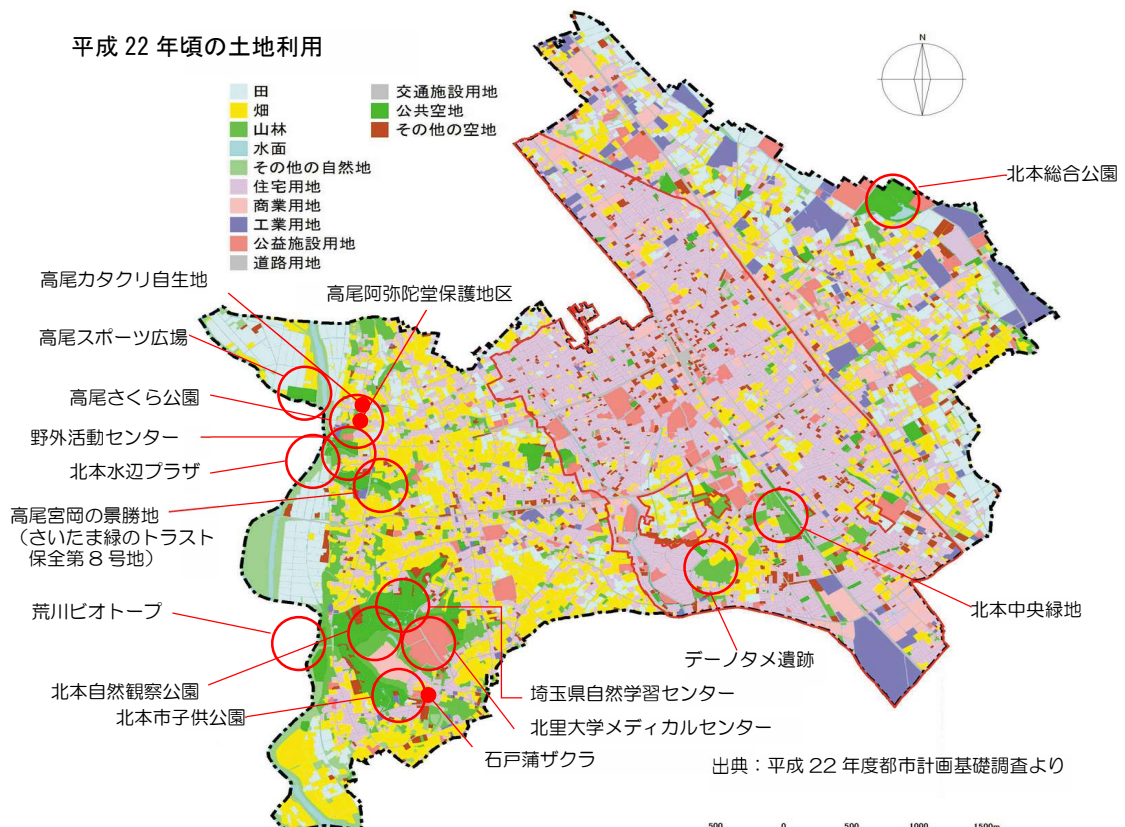
- 市域は、荒川と元荒川に挟まれた大宮台地に位置し、中央部を縦貫する JR 高崎線や国道 17 号、中山道を軸に市街化区域が広がり、その東西に雑木林や農地からなる里地里山環境が残る緑豊かな地域です。
- 台地部は、平坦で地盤も安定し、標高も高く、水害等を受けにくい地域です。
- 西側は荒川により形成された低地、東側は赤堀川等により形成された低地が分布しています。
- 東部は、標高が緩やかに低くなり、台地と低地の境が目立ちません。
- 高尾・荒井・石戸宿の西側は、荒川低地と台地の境界部にあたり、標高差 10～15m 程度の台地縁辺斜面や小さな谷津や谷が発達し、変化に富んだ丘陵地状の地形で、湧水や湿地をはじめ、多様な動植物が生育・生息するなど貴重な自然が残っています。



【緑・自然】

首都近郊で豊かな雑木林のあるまち

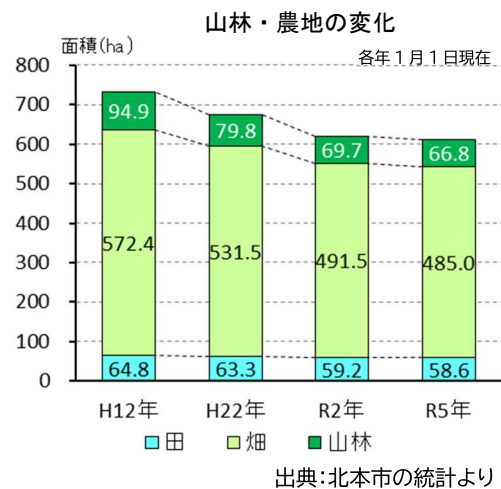
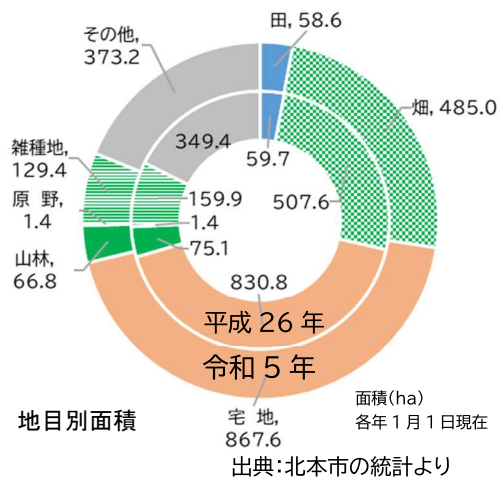
- 身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。
- かつては JR 高崎線沿いに広大な雑木林が広がっていたため、「雑木林のあるまち」としてイメージが定着しました。
- JR 高崎線沿線に残る北本中央緑地の雑木林は、市の玄関口として「雑木林のあるまち」のシンボルともなっており、指定管理者により管理され、散策路や雑木林とのふれあいが楽しめる市民の憩いの場ともなっています。
- 西部には、高尾・荒井・石戸宿の変化に富んだ地形と一体となった雑木林が多く残っています。また、東部をはじめ市内各地には、屋敷林や社寺林をはじめ、小規模な雑木林などの緑が多く点在し、公園や緑地などとしても活用されています。
- 西部の雑木林等の自然は、石戸緑地保全地区や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地、緑地保護地区として保護・保全されています。また、野外活動センターや埼玉県自然学習センターなどでは、自然とのふれあいの場として、保全・活用されています。
- これらの雑木林をはじめ、市内に残る水田や畑、果樹園などの農地などは、多様な生物の生息環境の場として、また安らぎのある自然景観を形成しています。
- 下石戸地区の緑地で発掘調査されてきたデーノタメ遺跡は、国を代表する縄文遺跡として 2024（令和 6）年 10 月に国指定史跡に指定され、整備が進められています。
- 市街地内に生産緑地として残されてきた農地や緑地なども、市街化区域編入等により、宅地化が進行するなど減少が進んでいます。



【土地利用・地目面積】

自然的利用と都市的利用など土地利用のバランスがとれたまち

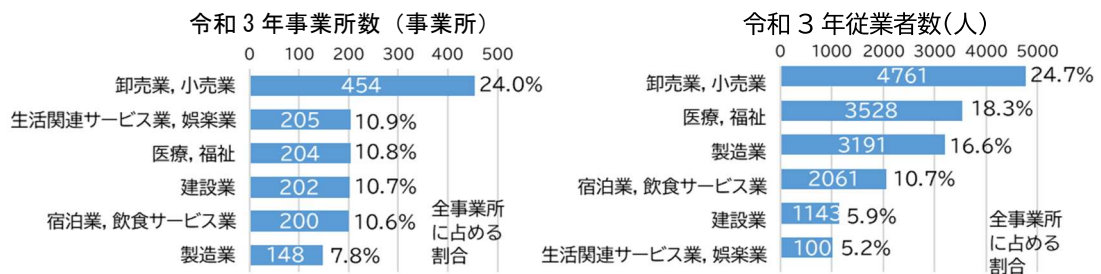
- 中山道の宿場町を元に、住宅都市として JR 北本駅を中心に発展しています。
- 2023（令和 5）年 1 月 1 日現在の地目面積割合は、宅地が 44%、農地・山林が 31%、雑種地・その他 25%と偏りの少ない土地利用となっています。
- 10 年前の 2014（平成 26）年比では、宅地が 4%増加、農地・山林が 5%減少となっており、宅地開発による農地・林地の減少が見られます。



【産業等】

卸売・小売業、生活関連サービス業、医療・福祉などの生活関連産業のまち

- 2021（令和 3）年における産業別（民営）事業所数及び従業者数では、生活関連の産業が中心となっています。
- 事業所数（総数 1,889 事業所）が多い産業は、卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、建設業、宿泊業・飲食サービス業、製造業となっています。
- 従業者数（総数 19,238 人）の多い産業は、卸売業・小売業、医療・福祉、製造業、宿泊業・飲食サービス業となっています。



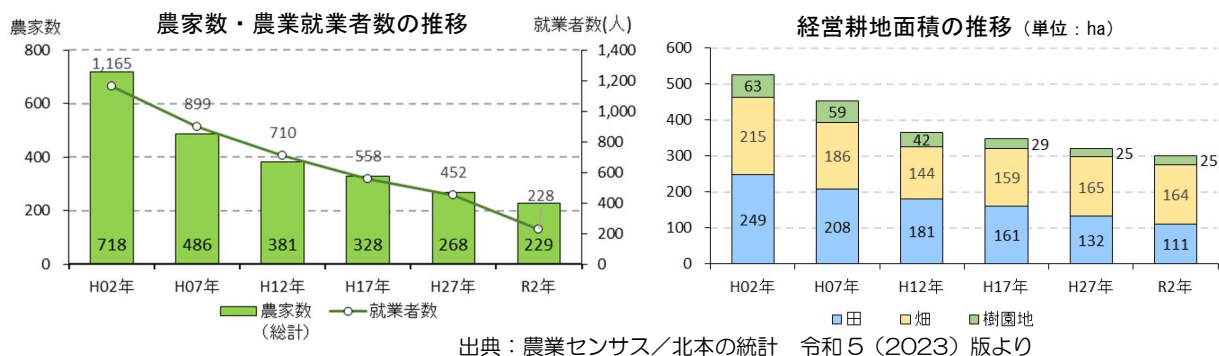
製造業は食品加工業、電気機械器具・金属製品、輸送用機械器具などが主

- 2021（令和 3）年における従業者数 4 人以上の工業は、食料品製造業が 14 事業所、従業者数 944 人と最も多く、次いで、電気機械器具製造業（5 事業所、従業者数 891 人）、金属製品製造業（7 事業所、従業者数 119 人）となっています。

【農業】

農家数や従業者数の減少が進む中、農業の付加価値を高める取組を発信するまち

- 北本市の農業は、古くから荒川、元荒川流域で水稲作、中央部の台地では麦、さつまいも等を主要作物とした農業経営が行われてきました。
- 近年、きゅうり、トマトのハウス栽培や菊、ユリをはじめとする切花、鉢物等の施設園芸、また本市の立地条件を活かしたプラムや梨の果樹栽培も盛んに行われています。
- 農家数、農業従事者数、経営耕地面積とも減少傾向で推移しています。



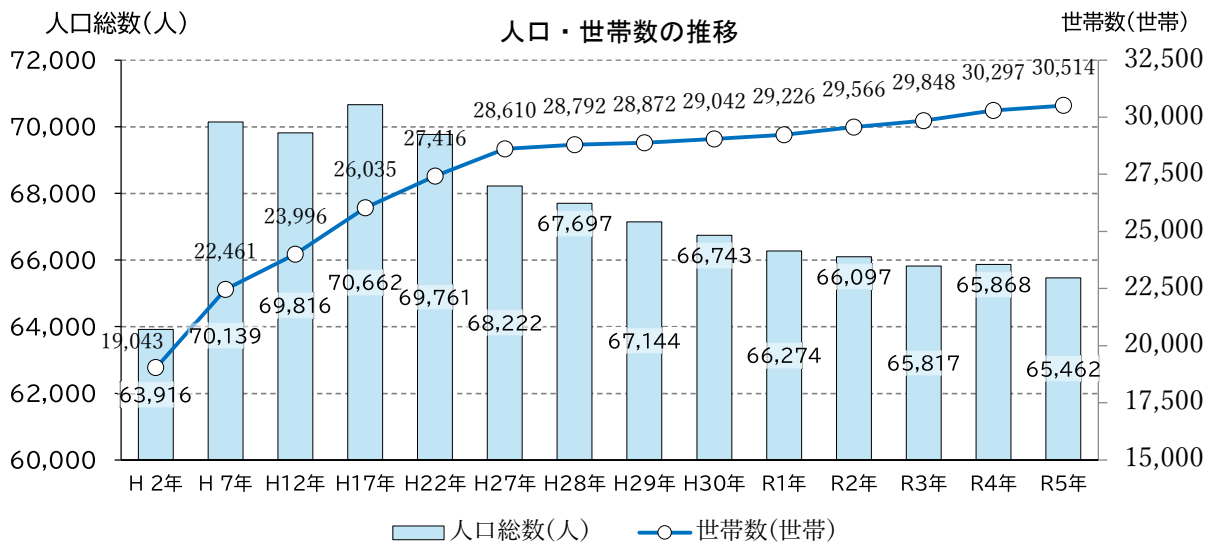
- 農産物ではかつてのトマト栽培の伝統を踏まえ「北本トマト」のブランド化を進めてきており、トマトを使った和菓子や食料品などの特産品も開発しています。
- 遊休農地の解消と転作拡大を図るため、2001（平成13）年に「北本そば生産組合」が設立され、市の転作奨励作物である「そば」の栽培を始めました。現在は、農業組合法人「北本市そば組合」として、「地産地消北本そば」の拡大に向けて活動しています。
- 市内全小学校での収穫体験の協力、伝統野菜の栽培、加工、6次化商品の開発、販売等、農業振興、地産地消の推進に向けて、様々な取組を進めています。
- 北本市農業青年会議所のメンバーが生産した北本産野菜と果物のうち、「土よし、味よし、生産者よし」を三カ条に作られた農産物を『北本イケメン野菜』としてPRし、市内レストランと連携したオリジナルメニューの開発も進めています。

(2) 人口

【人口・世帯数の推移】

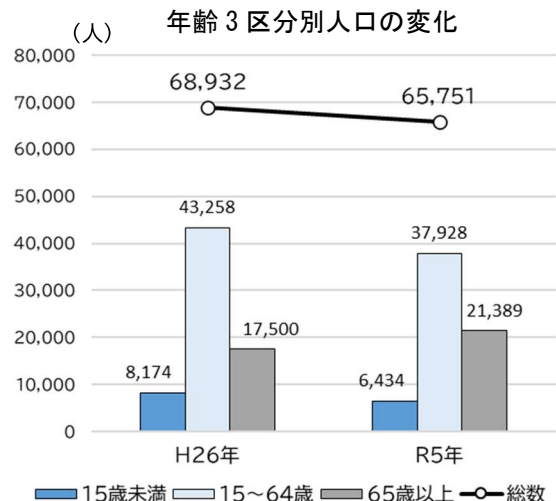
人口減少や少子高齢化が進むなかで、市民協働によるまちづくりをめざすまち

- 2023（令和5）年10月1日現在、人口は68,462人、世帯数30,514世帯、世帯当たり人員2.1人/世帯です。
2025（令和7年1月1日現在、人口65,274人、世帯数30,966世帯）
- 人口は、1995（平成7）年以降2010（平成22）年までは7万人前後の横ばい状況で推移してきましたが、2004（平成16）年の71,137人をピークに減少に転じました。
- 世帯数は、増加傾向にあります。世帯平均人数は2.1人/世帯と減少し、核家族化が進行しています。
- 第二次環境基本計画策定の2015（平成27）年比で、人口は4.0%の減少、世帯数は6.7%の増加、世帯平均人数は2.4人から2.1人と12.5%の減少となっています。



出典：北本市の統計/各年10月1日現在、住民基本台帳より

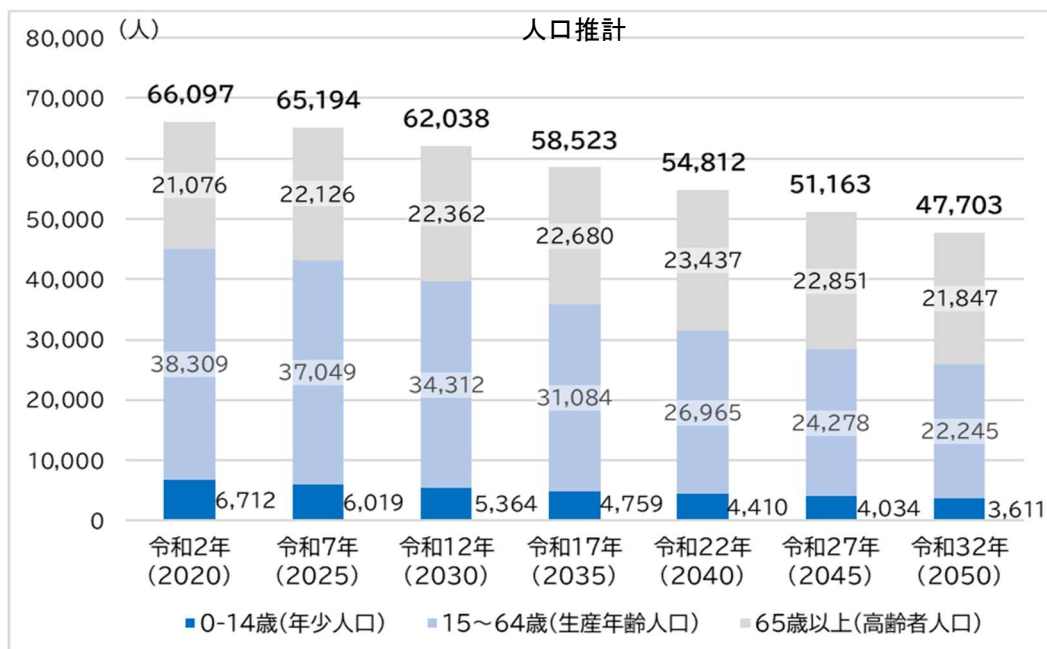
- 2023（令和5）年の年齢別人口は、70～74歳が最も多く、次いで50歳～54歳となっています。
- 15歳から64歳までの生産人口割合は58%となっています。15歳未満の年少人口割合は9.8%、65歳以上の高齢者人口の割合は32.5%で、10年前の2014（平成26）年と比べて、年少人口は約21%の減少、高齢者人口は約22%の増加となっており、人口減少及び少子高齢化が急速に進行しています。



【推計人口】

- 第六次北本市総合振興計画では、将来の人口推計を行っています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の令和5年人口推計を参考に、市で独自に行った推計人口によると、今後人口減少が進み、次のように推計されています。

年	推計人口	備考
2030(令和12年)	約 62,000 人	令和2年比▲約 6% 第六次総合振興計画・前期基本計画目標年度 地球温暖化対策実行計画の目標年度
2035(令和17年)	約 59,000 人	令和2年比▲約 11% 第六次総合振興計画・後期基本計画の目標年度 本計画の目標年度
2050(令和32年)	約 48,000 人	令和2年比▲約 27% 2050年カーボンニュートラル



出典：第六次北本市総合振興計画より

- 年齢構成では、当面、年少人口及び生産年齢人口は減少が、また高齢者人口は増加が続き、少子高齢化が更に進行していくことが見込まれています。
- 2035（令和17）年には、年少人口割合は8.1%、生産年齢人口割合53.1%、高齢者人口割合38.8%となり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は4割に迫る見込みとなっています。

出典：第六次北本市総合振興計画より

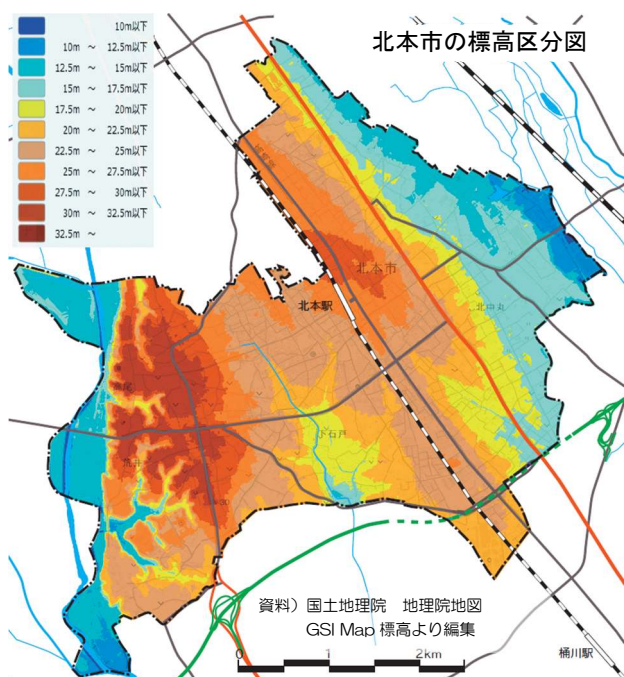
- 今後、人口減少や少子高齢化が進むなかで、北本市の特性でもある雑木林などの自然資源の保全・管理をはじめ、良好な環境の保全及び創造のあり方が課題となっています。

2 環境の現状

(1) 自然環境

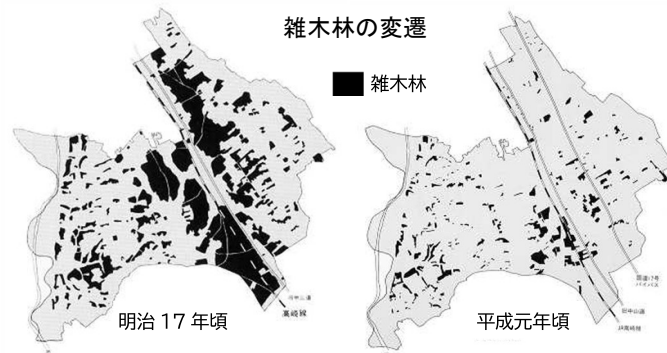
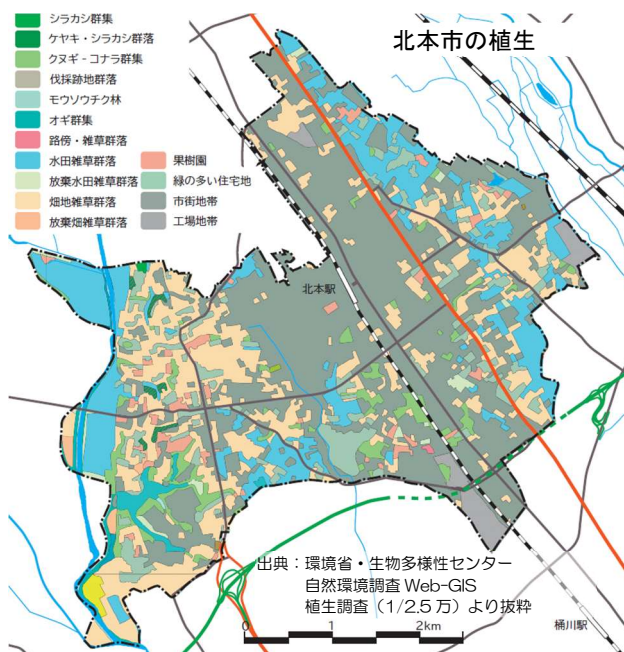
【地形・標高】

- 大宮台地は高燥で平坦な地域で、標高は平均で 15mほどですが、北本市付近では 20m以上、中でも市域西部の荒川崖線上では 30mを超え、高尾地区の阿弥陀堂は 32.9mと大宮台地の最高地点になっています。
- 西部には3つの谷津が枝状に台地を浸食しているため、比較的起伏のある地形を形成し、平野部でありながら局所的に丘陵地のような雰囲気があり、狭小な谷津田は生産性が低いことから農道や生活道路が敷設されず、昔ながらの里山環境を残しています。



【植生・雑木林】

- 北本市の樹林地は、ヤブツバキクラス域自然植生のシラカシ群落や代償植生のクヌギ-コナラ群落からなり、雑木林や屋敷林として点在しています。
- JR 高崎線沿いが市街地、その東西の大宮台地に畑地や緑の多い住宅地が広がっています。また、河川沿いの低地を中心に水田が広がっています。
- 市内の雑木林は、明治期には高崎線沿線を中心とする台地の中心部で南北に広がっていました。現在の市街化区域に重なるため、多くの林が宅地の開発によって消失し、平成元年では高崎線沿線の雑木林がかなり減少しています。
- 平地部の雑木林は、わずかにデーノタメ遺跡の所在する「縄文の森」や中央緑地などにまとまって残っている状況です。



出典: 北本市 地域循環共生圏シンポジウム～北本の里山と生物多様性～2022 (R4) 年 5 月 「北本の里山の成り立ちと今」磯野 治司 北本市市長公室より

【動植物】

- 1995（平成 7）年刊行「北本の動植物史」には、市内全域を対象とした調査で、哺乳類 13 種、鳥類 163 種、爬虫類 10 種、両生類 7 種、魚類 27 種、昆虫類 1,826 種、貝類 28 種、コケ植物 1 種、シダ植物 39 種、種子植物 642 種などが記載されており、多彩な動植物が生息・生育しています。また、北本に生息、自生していることが貴重であると考えられる動植物も多彩です。
- 環境省レッドデータブック(2015)に記載された北本市における絶滅危惧や準絶滅危惧の種は 89 種で、鳥類 20 種、爬虫類 6 種、両生類 5 種、昆虫 25 種、植物 33 種となっています。（昆虫類は一部のコウチュウ目、チョウ目チョウ類、トンボ目のみを対象として）

出典：北本市 地域循環共生圏シンポジウム～北本の里山と生物多様性～2022（R4）年 5 月 22 日より

【外来生物】

- 外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物のことを指します。特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が策定されています。
- 県内では、アライグマとカミツキガメの増加が特に懸念されています。特にアライグマによる農作物への被害や人家に住み着くなどの生活被害が広域で発生しています。市では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき防除事業を進めており、毎年 50～100 頭程度捕獲しています。
- サクラやモモ、ウメの外来外虫であるクビアカツヤカミキリは、2013（平成 25）年に県内で確認された以降、急速に生息を拡大しています。環境科学国際センターで実施している「クビアカツヤカミキリ発見大調査 2023」では、北本市を含む 36 市町の 832 か所から被害（成虫のみの確認を含む）が報告されています。
- アレチウリとオオカワヂシャは、既に全県的な駆除は不可能な状況にまで分布が拡大しています。また、河川や水路では、ミズヒマワリ、オオフサモやナガエツルノゲイトウの分布が急速に拡大してきています。

【鳥獣被害】

- 2024（令和 6）年実施のアンケートで、自然・生活環境の保全に向け優先すべき取組内容として、「鳥獣被害対策の推進」は市民では 8 位、事業者では 2 位にあげられています。
- 市では 2023（令和 5）年度に「北本市鳥獣被害防止計画」（計画期間：2024（令和 6～8 年度））を作成し、対策を進めています。

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ
------	-----------------------------------

- 耕作放棄地や平地林に、人が足を踏み入れることが少なくなるとともに、空き家の発生等が野生鳥獣の絶好の隠れ場所となり、年間を通じて生息域の拡大を招く結果ともなっており、被害農地も市全体へと拡大しています。

(2) 都市環境・公園緑地

【都市計画区域・土地利用規制】

- 市全域が都市計画区域で、2024（令和6）年3月31日現在における都市計画区域面積は1,982haです。そのうち、市街化区域面積は721ha（36.4%）、市街化調整区域は1,261ha（63.6%）となっています。
- 土地利用規制では、都市計画区域のほか、農業地域の農業振興地域は1,239ha、そのうち農用地区域は414ha（33.4%）、森林計画対象民有林面積は9haが指定されています。

【都市公園等】

- 2023（令和5）年3月31日現在における都市公園は、103箇所、面積69.56ha（うち県営分1箇所27.10ha）となっています。
- 一人当たりの公園面積は、10.54 m²/人で、県全体の7.22 m²/人、隣接する桶川市（2.94 m²/人）や鴻巣市（5.93 m²/人）より大きく上回っています。

出典：埼玉県ホームページ 公園整備に関するデータ 市町村別都市公園整備状況（R5年3月1日現在）より

- 市の都市公園69.55haのうち県営公園1箇所27.10haは、「北本自然観察公園」で全体の4割近くを占めています。

荒川に向かって小川が流れ込む谷状の地形からなり、雑木林や湿地などの多様な自然環境が残されています。小動物のオアシスとして良好な環境の確保を図るため、都市近郊の恵まれた自然を保全し、その中で自然とのふれあい、憩い、そして学べる場となるアーバンエコロジーパーク（自然生態観察公園）を目指して整備しています。

公園内は森林セラピーロードにも設定されています。また、自然学習センターでは、自然に親しみ、学べる数多くのイベントを実施しています。

【生産緑地・特定生産緑地】

- 市内にある生産緑地の多くは1992（平成4）年に都市計画決定されたもので、2022（令和4）年に買取り申出の基準日を迎えました。
- 基準日を迎えばいつでも買取り申出が可能となるため、都市計画において大変不安定な状態に置かれることとなります。この問題に対処するため、市街化区域内にある生産緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「特定生産緑地制度」が創設されました。
- 2025（令和7）年6月現在、特定生産緑地は78か所、面積約27.24ha指定されています。

(3) 生活環境

① 大気環境

市内には、県の一般大気環境常時観測及び自動車排出ガスに常時観測の測定地点、有害体汚染物質モニタリング調査地点はありません。近在の鴻巣局及び鴻巣天神自動車排出ガス測定局、環境科学センター測定局で、対象物質の濃度を測定しています。

【一般大気環境】

- 二酸化硫黄及び二酸化窒素は、環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、県内各局で環境基準を達成していない状況が続いています。県内の光化学スモッグ注意報発令日数は、平成 26～30 年度は年平均 11 回でしたが、令和元～5 年度は年平均 6.6 回と減少がみられます。
- 浮遊粒子状物質及び武将粒子状物質とも、第二次計画策定時では環境基準を満たさない年もありましたが、令和元年度～5 年度は環境基準を満たしています。

出典：埼玉県 大気汚染物質常時監視測定結果より

【自動車排出ガス】

- 令和元年度～5 年度の観測の結果では、二酸化硫黄及び二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微粒子状物質とも、環境基準を達成しています。

出典：埼玉県 大気汚染物質常時監視測定結果より

【有害大気汚染物質】

- 環境基準が設定されている物質では、令和元年度～令和 5 年度において、県内では、ベンゼンは、測定した全ての地点で環境基準を達成しています。またトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンも測定した全ての測定地点で環境基準を達成しています。
- 指針値が設定されている物質では、令和元年度～令和 5 年度において、いずれの物質も、全ての測定地点で指針値を下回っています。

出典：埼玉県 有害大気汚染物質モニタリング結果より

【ダイオキシン類】

- 令和元年度～令和 5 年度において、鴻巣局をはじめとする県全体で環境基準を達成しています。

出典：埼玉県 ダイオキシン類大気常時監視結果より

② 水質

【水質調査地点】

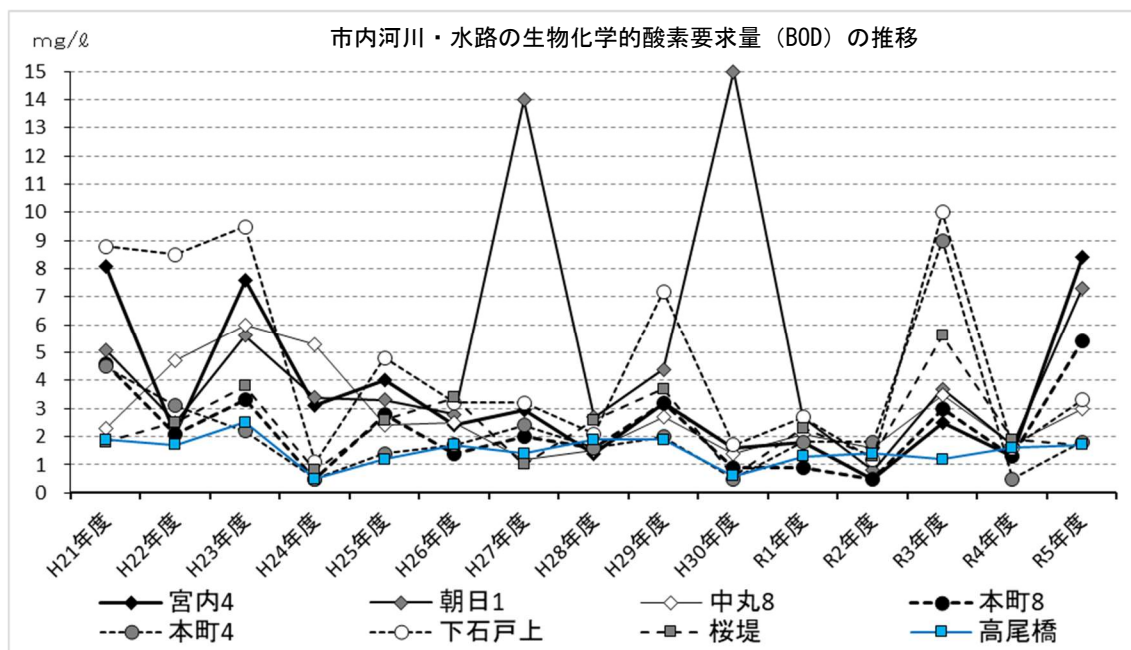
- 市の西部は荒川水系、東部は利根川水系からなっています。
- 市内の荒川水系は、西端を流下する荒川をはじめ、西部の里山の水を集めて荒川に注ぐ城ヶ谷堤下水路、市の中央部の市街地からの水を集めて流れる勝林雨水排水路とその水が注いでいる江川からなっています。
- 東部の利根川水系には、旧谷田川からなる谷田用水路や赤堀川、多くの水路からなっています。
- 市では、これらの河川や水路の水質について、8地点を水質調査地点として定め、夏季と冬季を交互に毎年水質状況の確認を行っています。



出典) 令和6年度版環境施策に関する年次報告書

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

- 水質を代表する生物化学的酸素要求量（BOD）から見ると、荒川は環境基準（2mg/L以下）を達成しています。
- その他の水路では、季節や年によって水質の変化は大きく、特に濁水期である冬季では、環境基準（3mg/L）を超過しています。なお、全般的には改善傾向が見られます。



出典) 令和6年度版環境施策に関する年次報告書

【公共下水道】

- 市では、河川や水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するために、公共下水道の整備や、家庭からの雑排水による河川・水路の水質防止を図るため、公共下水道事業計画の認可区域外の合併処理浄化槽設置を進めてきています。
- 公共下水道整備率は、2009・2010（平成 21・22）年度に市街化区域が見直され、整備区域が広がったため整備率は下がりました。2023（令和 5）年度では整備率 87.2%で、人口普及率は 75%となっています。
- 市では、家庭雑排水による公共水域の水質汚濁の防止、生活環境や公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽設置補助を実施しています。

③ 騒音・振動・悪臭

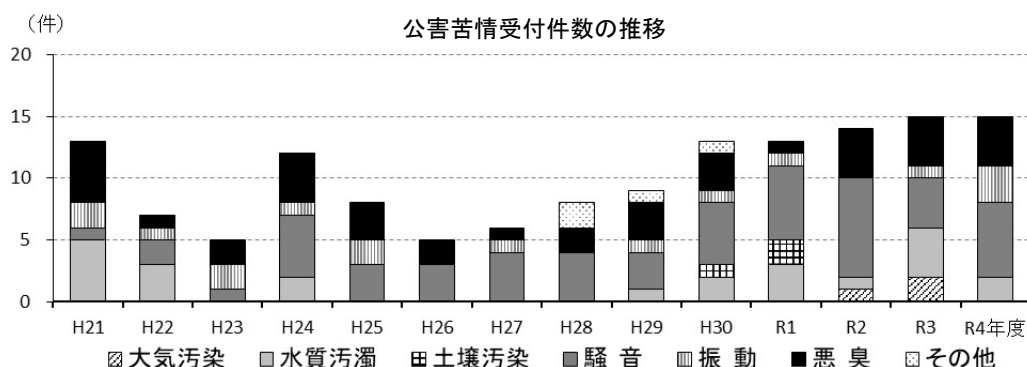
- 自動車交通騒音・振動について、市では、国道 17 号線、県道の鴻巣桶川さいたま線、下石戸菖蒲線、蓮田鴻巣線で調査を実施しています。
- 2016（平成 28）年度から 2023（令和 5）年度においては、昼間の騒音レベルは、各路線とも騒音レベルの要請限度を満たしています。夜間では、国道 17 号線では要請限度を超過していますが、他の路線では満たしています。

④ 放射線量

- 市では、2011（平成 23）年の福島第一原発事故に伴う放射性物質の環境汚染状況を監視するため、11 月より市内の幼稚園、小中学校、保育所及び主な公園等における大気中での放射線量測定、土壌中の放射性物質濃度測定、水質調査、保育所（園）や市内小中学校の給食提供食材の放射能検査を実施してきました。
- 各施設や場所での大気中放射線量、放射性物質の濃度は年々減少してきており、近年では不検出の状況が続くなど、2021（令和 3）年度以降、水質中の放射性物質濃度測定事業を除く検査事業等は終了しました。

⑤ 公害苦情件数

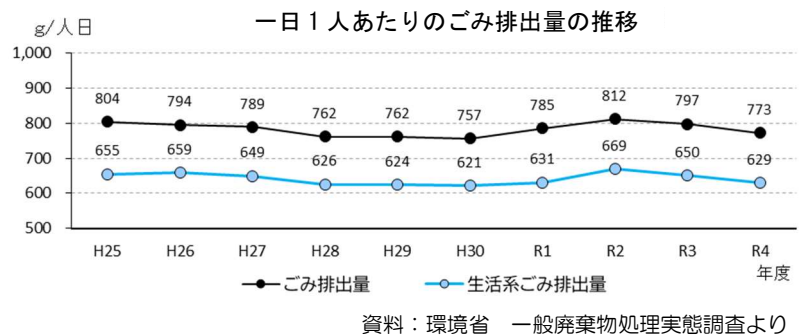
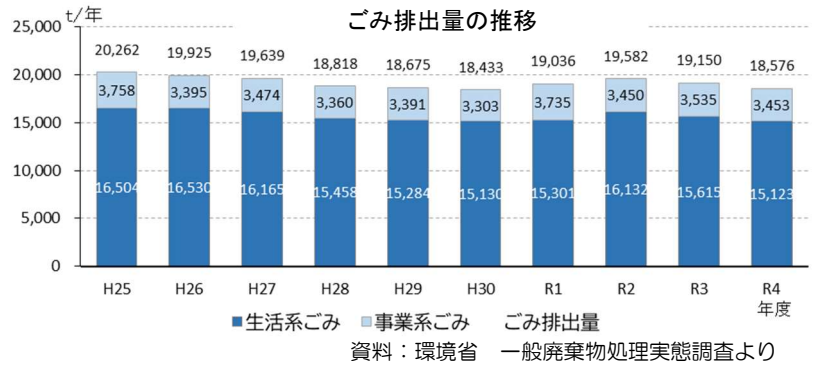
- 公害苦情受付件数の総数は、大気汚染に関する苦情件数が減少するなど、2010（平成 22）～2017（平成 29）年度は年平均 7～8 件に減少しましたが、その後増加しています。



(4) 廃棄物・資源循環

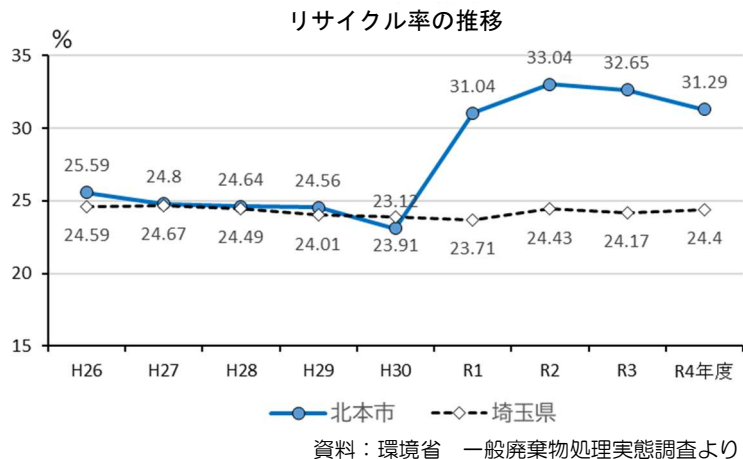
① ごみの排出量

- 北本市のごみの総排出量は、緩やかな減少傾向で推移してきました。2022（令和4）年度は18,576 tと2013（平成25）年度比で約8.3%減少しています。
- ごみ排出量のうち生活系ごみの割合は、毎年80~83%で推移していますが、ごみ排出量の減少に伴い、生活系ごみも同様に減少しています。2022（令和4）年度の生活系ごみ15,615 tで、2013（平成25）年度比で8.4%減少となっています。
- 市民一人1日当たりのごみの排出量は、令和4年度は773 gで、平成25年度804 gから31 g（約4%）減少しました。
- 2022（令和4）年度の埼玉県全体の一人1日当たりごみ排出量825 g/人日より50 g少ない状況となっています。
- 一人1日当たりの生活系ごみは665 gから629 gへと36 g（約4.0%）減少しました。
- 2019（令和元）年度～2021（令和3）年度は新型コロナウイルスによる家庭内活動の増加の影響もあり、一人1日当たりの生活系ごみ排出量は増加しました。



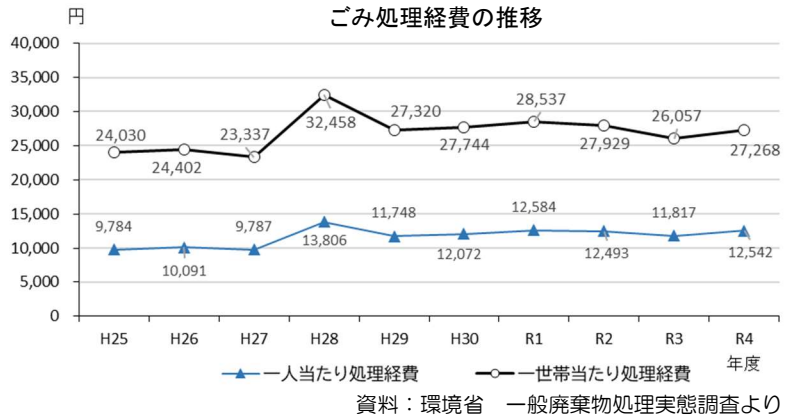
② 資源化

- リサイクル率も年々増加してきており、2022（令和4）年度31%と2014（平成26）年度より約6ポイント増加しています。
- リサイクル率は、2014（平成26）年度以降減少傾向でしたが、2019（令和元）年度に30%台に向上しました。また、2020（令和2）年度の33%をピークに減少傾向が見られます。



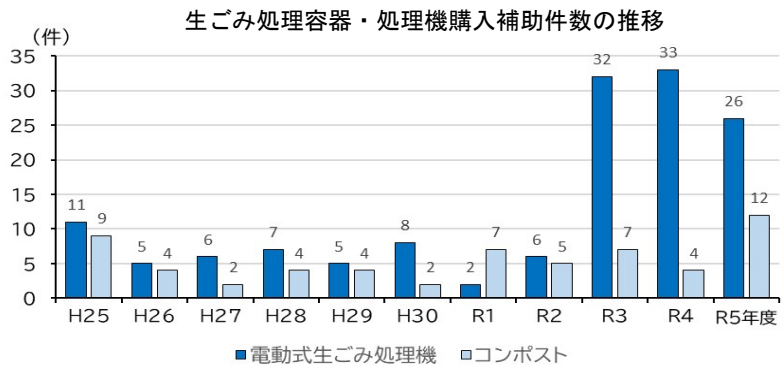
③ ごみ処理経費

- 2022（令和4）年度の世帯当たりのごみ処理経費は27,268円、市民一人当たりの年間ごみ処理経費は12,542円と、第二次計画策定時の2013（平成25）年度比で世帯当たり13.5%、一人当たり28.2%増加となっています。



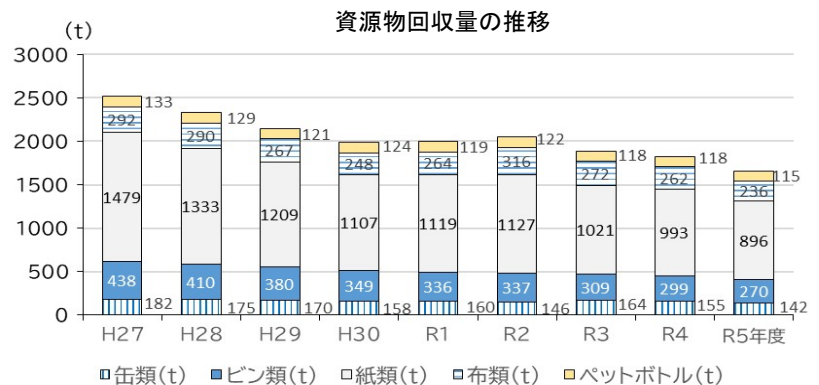
④ 生ごみ処理機等購入費補助

- 生活系ごみの排出量の多くを占める生ごみの減量化が重要になっています。市では、生ごみ処理容器（コンポスト）や電動式生ごみ処理機器の購入に際しての補助事業を進めています。
- 補助件数は、年々減少傾向でしたが、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度は40件と急増しました。



⑤ 資源物回収

- 缶類、ビン類、紙類、ペットボトルの回収量は年々減少傾向にあります。資源物回収量は1,656tと、2015（平成27）年度比で34%減少となっています。
- 回収量に占める割合が50%以上の紙類をはじめ、ビン類の回収量はそれぞれ40%近く減少しています。
- 2023（令和5）年度の容器包装回収量は834t、小型家電回収量10,252kgで、2015（平成27）比でそれぞれ10%、33%増加、廃食用油回収量は2,836ℓで、2016（平成28）年度比で75%増加となっています。

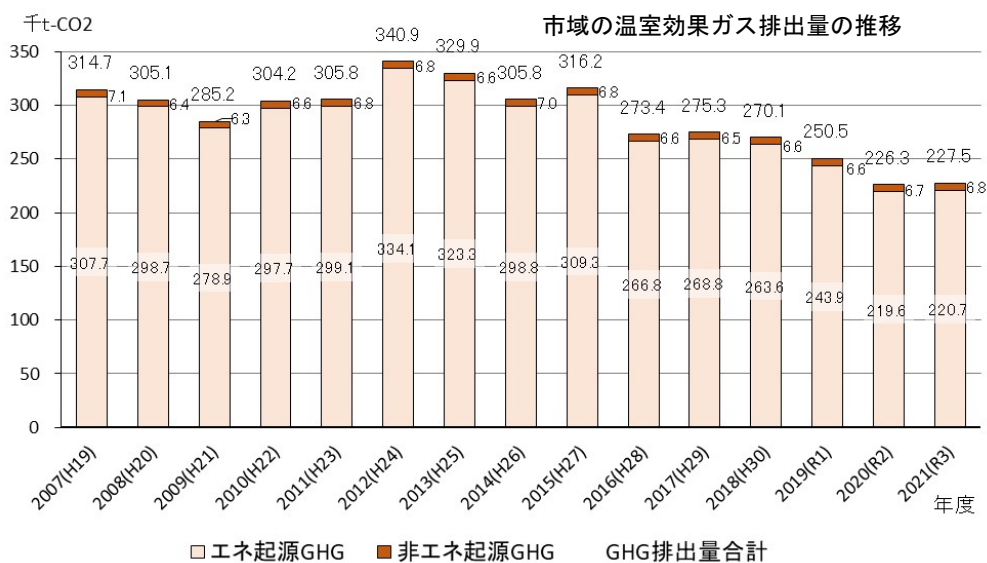


(5) 温室効果ガス排出・気候変動の影響

① 温室効果ガス排出量の推移

【市域からの温室効果ガス総排出量】

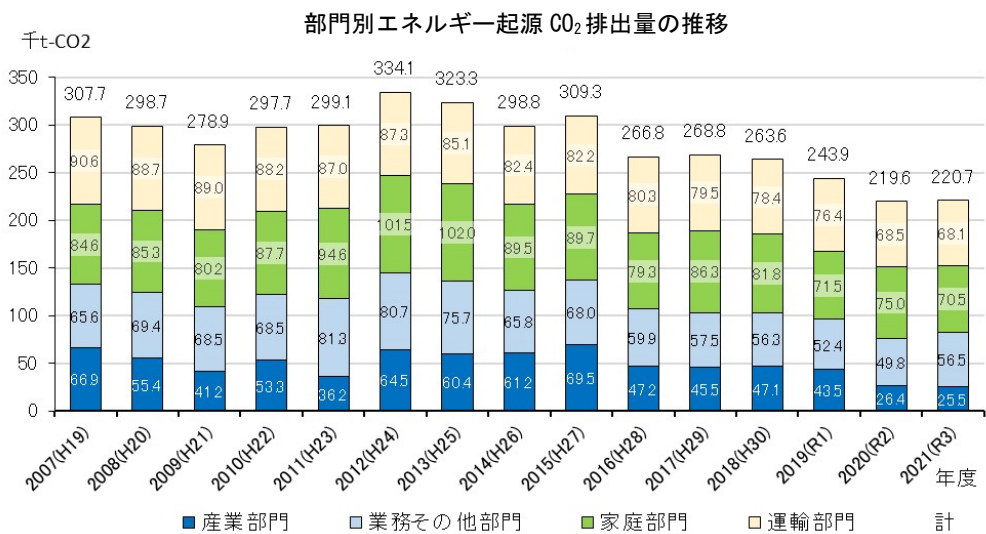
- 2021（令和3）年度に市域から排出された温室効果ガスは227.5千t-CO₂で、国の温暖化対策計画の基準年である2013（平成25）年度の排出量329.9千t-CO₂より31%減少しています。
- 温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源の排出量は基準年比で約32%減少、非エネルギー起源の排出量は約2%増加しています。
- 温室効果ガス排出量の97～98%はエネルギー起源の温室効果ガスで、ほとんどが電力需要や燃料消費に伴う二酸化炭素（CO₂）となっています。



【エネルギー起源温室効果ガス部門別排出量】

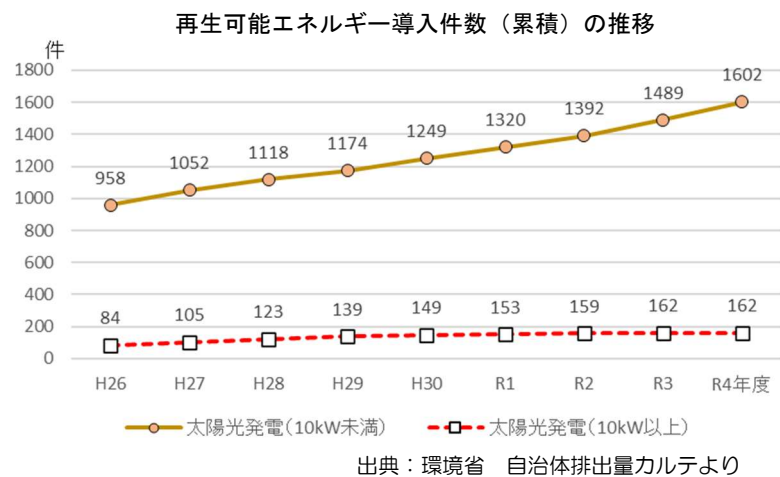
- 2021（令和3）年度におけるエネルギー起源温室効果ガスの部門別排出割合は、家庭部門が約32%、運輸部門31%、業務部門26%、産業部門が12%となっています。家庭部門と運輸部門からの排出量が全体の約3分の2を占めています。
- 産業部門の排出量は25.5千t-CO₂、業務その他部門56.5千t-CO₂、家庭部門70.5千t-CO₂、運輸部門68.1千t-CO₂で、基準年度の2013（平成25）年度比で、産業部門で約58%、業務その他部門25%、家庭部門31%、運輸部門20%の減少となっています。
- 産業部門での排出量は大きく減少していますが、運輸部門及び業務その他部門、家庭部門の排出量の削減が課題となっています。
- 電力使用と燃料等使用に伴う温室効果ガス排出量の割合は、全体ではそれぞれ約50%ですが、家庭部門及び業務その他部門では電力の排出量がそれぞれ7～8割、運輸部門では燃料からの排出量が95%を占めています。

出典：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果より



② 再生可能エネルギー(FIT・FIP 制度対象)

- 市内で導入されている FIT 及び FIP 対象の再生可能エネルギーは、太陽光発電だけとなっています。
- 2022（令和 4）までの太陽光発電の累積件数は、比較的小規模な太陽光発電（住宅等に設置されるもの）を示すと考えられる 10kW 未満の設備は 1,602 件、10kW 以上の設備は 162 件となっています。
- 2014（平成 26）年度～2022（令和 4）までの 9 年間で、10kW 未満の太陽光発電は対前年度比で毎年 80 件程度増加、2021（令和 3）年度以降は毎年 100 件程度増加しています。
- 10kW 以上の太陽光発電は、対前年度比で毎年 10 件程度増加してきましたが、2015（平成 25）年度以降は減少してきており、2022（令和 4）年度は 0 件でした。

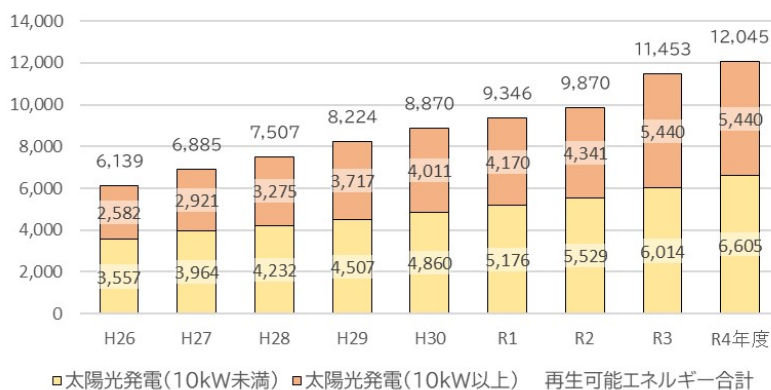


*FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度

*FIP 制度（Feed-in Premium の略）は、制度の認定を受けた事業者等が、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引により自ら市場で売電する制度。あらかじめ設定された基準価格から、市場取引等により期待される収入（参考価格）を控除した額（プレミアム単価）に、再生可能エネルギー供給量を乗じた「プレミアム」が毎月毎に決定され、当該発電事業者に交付されています。

- 2022（令和4）年度までの太陽光発電の累積設備容量は、10kW未満設備が6,605kW、10kW以上設備が5,440kWとなっています。発電電力量は10kW未満7,927kWh、10kW以上7,195kWhとなっています。
- この太陽光発電の発電電力量15,123kWhは、同年の市域の電気使用量である257,778MWhの約6%分に相当しています。

再生可能エネルギー導入設備容量（累積）の推移



出典：環境省 自治体排出量カルテより

【再生可能エネルギーポテンシャル】

- 市域の再生可能エネルギーとして、現在の技術的水準で利用可能なポテンシャルを有するのは、太陽光発電と太陽熱、地中熱とされています。導入ポテンシャル量が最も多いのは地中熱ですが、コスト等の課題が多いため、太陽光発電が現実的な再生可能エネルギーとして位置づけられます。
- 太陽光発電の最大の発電電力量は400,279MWhで、2022（令和4）年度における区域の電気使用量である257,778MWhの155.3%となっています。

また、太陽光発電のうち建物の屋根や敷地内に設置可能な建物系の可能な発電電力量は255,565MWhであり、2022（令和4）年度における区域の電気使用量のほぼすべて（99%）に相当します。

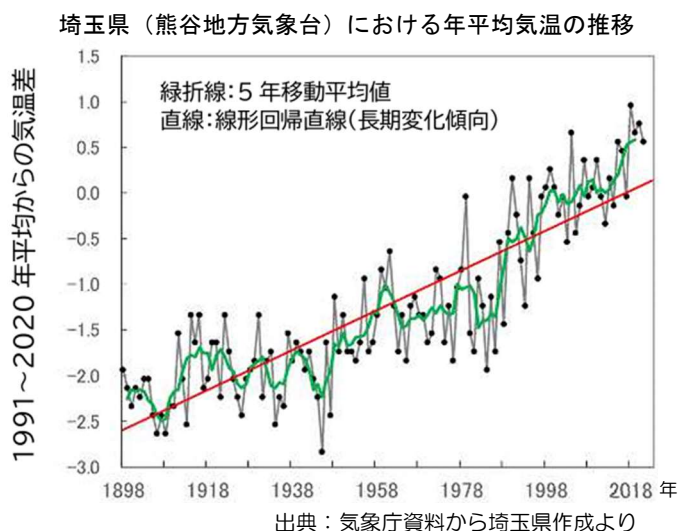
出典：環境省 REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）、自治体排出量カルテより

③気候変動の影響

埼玉県の気候変動適応計画に関する資料（埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版）より、北本市と関りが考えられる内容を示すと次のようになっています。

【埼玉県の年平均気温の変化】

- 1898年から2021年までの気温上昇率は、100年換算で2.19°Cで、日本の平均気温上昇率1.28°C/100年より高くなっています。
- 猛暑日や熱帯夜の日数は、1982～1991年の猛暑日日数96日、熱帯夜日数51日から、2012～2021年は、猛暑日日数213日、熱帯夜日数167日と一貫して増加しています。
- 1時間降水量50mm以上の雨の年間発生量は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べ約10%増加しています。



【埼玉県の気象変化の予測】

- IPCC 第6次評価報告書のシナリオを元に予測した県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ(SSP5-8.5シナリオ)で、現在(1995-2014年)の15.3°Cから平野部の大半の地域で約20°Cに達すること。比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオでも約17°C程度になることが予測されています。

【気候変動の影響】

- 農業分野では、近年、夏季の高温・乾燥等による様々な生理障害が米や野菜、果樹等において広く確認されるなど、今後、農業生産への影響の恒常化をはじめ、気温上昇による水稻等の収量・品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。
- 水環境・水資源分野では、暑熱による水需要の増加と湧水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されています。
- 自然生態系分野では、南方系昆虫が近年県内で生息が確認されています。
- 自然災害分野では、今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加が懸念されています。
- 健康分野では、今後、更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されています。
- 県民生活・都市生活分野では、熱ストレスの増加により労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生すること、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することなどが懸念されています。

出典: 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（R5年3月）より

3 第二次環境基本計画の進捗状況と課題

ここでは、第二次環境基本計画に記載した長期目標ごとに、協働プロジェクトの参考指標から見た進捗状況、施策・事業の実施状況について、また、進捗・取組状況や関連する環境情勢、環境の現況、市民意識をもとに今後の取組の課題を示しています。

凡例	参考指標の進捗状況	施策・事業の実施状況
	◎ 目標指標値を達成 ○ 現状値より改善傾向 ◇ 変化なし ▽ 現状値より悪化傾向 ▼ 現状値より大きく悪化	下記の視点で実施状況の事業数を記載 継続実施 掲載事業を毎年度継続して実施 修了中止 計画期間内に事業が終了や中止 変更追加 事業変更や関連計画策定に伴い追加施策 未実施 未実施事業（一部検討等も含む）

長期的な目標 1（自然共生）

(1) 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

【参考指標の進捗状況】

参考指標	進捗状況	備考
市全体の緑被率	—	指標データなし
市民1人あたりの都市公園面積	○	
市民緑地の指定地区と面積	◇ ▽	指定地区数変化なし 面積は0.01ha 減少
公園緑地の整備への満足度	—	指標データなし
【参考】憩いの場・安らげる場としての公園についての満足度	○	R3 まで満足度は増加傾向 R4 以降指標データなし

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造	5	15	9	5	0	1	自然調査の推進
1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造	3	8	6	1	0	1	生物多様性保全行動指針の作成と推進
1-3 豊かな農地の保全と創造	4	11	10	1	0	0	
1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造	5	14	14	0	0	0	

【取組の課題】

- 第二次計画で取組が進んでいない自然調査の実施や生物多様性保全行動指針の作成と推進について、新たな社会情勢を踏まえ実施していく必要があります。
- 本市の特性である雑木林等の緑や水辺の自然の保全・再生、資源としての有効活用を図りつつ、気候変動の緩和や適応などの諸機能の向上を図り、グリーンインフラとしてまちづくりと一体的に整備・活用し、継承していく必要があります。
- 開発に伴い山林や農地の減少が進んでおり、緑豊かな都市として緑の保全・創出が課題です。
- 地形的特徴から洪水等の自然災害が発生しにくい地域ですが、今後、気候変動の影響の回避・軽減に向けて、緑や水辺の諸機能の保全・向上を図っていくことが重要です。

- 農地は、農産物や特産品の生産・供給の場として大切な役割を果たしているほか、緑豊かな里地景観や自然とのふれあいの場ともなっています。また、水源涵養や生物生息環境、災害時のオープンスペース、CO₂固定等の多面的機能を有しています。このため、環境にやさしい農業の普及と農地の保全・管理、耕作放棄地の有効活用が課題です。
- 身近な場所に雑木林や公園緑地などがあり、整備や維持管理が進められ、市民の緑とのふれあいに対する満足度は増えていますが、今後、開発等による減少、高齢化社会の進展等に伴い適切な維持管理が課題となっています。
- 外来生物対策の推進など、良好な生態系の保全・再生を図っていく必要があります。
- 鳥獣被害の拡大が懸念されるなど、被害防止に向けた普及啓発と対策が求められています。

長期的な目標 2 生活環境

(2) 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
2-1 健康を支えるきれいな空気・水・土の維持	4	18	17	1	0	0	
2-2 騒音・振動・悪臭の防止	3	3	3	0	0	0	

【取組の課題】

- 大気・水・土が汚染されず、自然がより良好な状態で維持され、安全・安心で健康に暮らせる環境は最も基本的な条件です。そのため、大気・水・土環境の状況を継続的に監視し、汚染リスクを回避していくことが必要です。
- 地球温暖化が進行している今日、気候変動に伴う災害や健康被害、生態系や農業への影響など気候変動リスクの回避・軽減を図っていくとともに、広域的な環境汚染対策や有害な化学物質などからの環境リスクの回避・低減を図り、安全・安心で、健康に暮らせる生活環境の確保を図っていく必要があります。

長期的な目標 2 循環型社会

(3) 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

【参考指標の進捗状況】

参考指標	進捗状況	備考
市民一人 1 日あたりのごみ排出量	◎	一時超過、最新年度達成
市民一人 1 日あたりの家庭ごみ排出量（資源除く）	▽	一時大きく超過、未達成
事業系ごみ排出量	◎	R1 超過、その後減少し達成
資源循環型の環境にやさしいまちづくりへの満足度	—	指標データなし
【参考】 4R の推進に関する取組の平均実践項目数	○	R3 まで満足度は増加傾向 R4 以降指標データなし

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
2-3 4R(ごみの減量・資源化)の推進	2	9	9	0	0※	0	※プラスチック資源循環等
2-4 廃棄物の適正処理の推進	2	6	5	1	※	0	※食品ロス対策の追加等

【取組の課題】

- 市民の分別・資源化への協力により、一人 1 日あたりのごみ排出量は目標を達成していますが、資源ごみを除く家庭ごみ排出量は未達成となっています。住宅都市であるため、今後、持続可能な地域社会の実現に向けて、家庭ごみの一層の減量化・資源化を進めていくとともに、ごみ処理量削減を図っていくことが課題です。
- 食品ロス対策による食材・食品の無駄を減らしていくとともに、生ごみの減量を図っていくほか、プラスチックごみの減量・再生資源化（再生可能資源活用を含む）を進めていくとともに、4Rの普及促進と推進に向けたしくみづくりが課題です。
- 再生利用率は 32.7%（R3 年度）で県内市町村の中でも上位に位置しますが、分別の徹底によるリサイクルを推進していく必要があります。
- 循環型社会を実現していくためには、ごみの再生可能資源化や事業者の再生可能資源活用製品の活用・提供・回収などの取組が重要になっています。そのため、国及び県、地域が一体となって循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を図っていくことが課題です。
- そのため、地域循環共生圏の構築に向けた取組を促進し、エネルギーや資源が循環利用される社会を創造していくことが期待されています。

長期的な目標 2 低炭素社会

(4) 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

【参考指標の進捗状況】

参考指標	進捗状況	備考
市域における温室効果ガス排出量 (H25 年度比▲18%)	◎	目標達成、R5 から新計画
市の施設における温室効果ガス排出量 (H29 年度比▲3%)	◇	R1-2 年度達成、その後増加し未達成、R5 から新計画
公用車の低公害車導入率（九都県市指定）	○	未達成、導入率は微増
太陽熱温水器、太陽電池パネル、家庭用燃料電池などを設置する市民の割合	—	指標データなし
【参考】省資源・省エネ・再生可能エネルギー製品を使用している世帯の割合	—	指標データなし

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
2-5 賢いエネルギー利用の推進	4	7	5	1	0	1	地球温暖化への適応
2-6 環境にやさしいまちづくりの推進	3	4	1	2	1	0	

【取組の課題】

(ゼロカーボンシティの実現に向けて)

- 市域からのエネルギー起源温室効果ガス排出量は、2012（平成 26）年度をピークに減少傾向にあります。再生可能エネルギーによる電力の温室効果ガス排出係数の低下や省エネ対策の普及などによるものと考えられます。
- 市ではゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度排出量の 2013 年度比 46%削減を目指しています。その実現に向け、産業活動や生活の質の維持向上を図りつつ、各分野での一層の排出量削減が求められています。
- 市・市民・事業者・民間団体それぞれが主体的に、気候変動・温暖化への理解を深め、脱炭素社会の実現に向けた取組を実践し、行動変容を図っていく必要があります。
- 省エネの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用、吸収源対策など環境にやさしいまちづくりに向け、市・市民・事業者・民間団体が連携・協力し、対策の相乗効果を高めていくなど、総合的に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくことが重要です。

(気候変動への適応に向けて)

- 国内各地では豪雨災害や強風被害などの自然災害をはじめ、熱中症緊急搬送患者数の増加など、さまざまな影響が発生しています。本市でも、気候変動に伴う極端な気象現象の影響や被害、気温上昇に伴う熱中症や健康被害、農作物生育障害や害虫被害などの拡大も懸念されます。
- このため、市内で気候変動の影響と考えられる事象等を収集し、市民等に提供していくとともに、早い段階から適応策について検討し、まちづくりと一体となって影響の回避・軽減を図っていく必要があります。

長期的な目標3 協働社会

(5) 一人ひとりが輝く、環境の環をつくり広げるまち

【参考指標の進捗状況】

参考指標	進捗状況	備考
環境関連の民間団体活動支援数	▽	指標データなし
アダプトプログラム登録数	◎	
環境保護に関する問題についての市民の関心度	—	指標データなし
【参考】 ボランティアや市民公益活動に参加した市民または参加してみたいと思う市民の割合	▽	R3 迄、割合は減少傾向 最新データなし
環境保護活動に積極的に参加する市民の割合	—	指標データなし
【参考】 地域活動に参加している市民の割合	▼	R3 まで参加割合は減少傾向 最新指標データなし

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
3-1 環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進	3	5	2	1	3	0	事業活動での環境配慮が市民と一括
3-2 環境教育・環境学習の推進	3	6	5	0	0	1	環境リーダーなどの育成支援
3-3 環境を守り・育てる 市民の環づくりの推進	3	7	5	1	0	1	「(仮称)きたもと環境ネット」の構築
3-4 環境情報の充実と提供・共有化の推進	2	7	7	0	0	0	

【取組の課題】

- 少子高齢化の進展、社会情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、ボランティア活動への自発性や活動による自己実現の方法の多様化するなど、全国的にも、環境保全活動への参加者の減少傾向が見られます。
- 環境問題が身近な問題から地球規模の問題へと変化するなど、活動の成果が見えなくなっていることも原因の一つと考えられます。
- 環境教育・環境学習及び環境保全活動については、環境への理解醸成や環境保全活動への参加意欲を向上させる上で重要ですが、こうした活動を支える地域社会や事業所の理解と協力が不可欠です。また、活動を進め、補佐する団体や人材の育成と支援が重要になっています。
- 第二次計画で取組が進んでいない環境リーダー育成や(仮称)きたもと環境ネットの構築・環境交流の促進について、社会情勢を踏まえた取組のあり方を検討し、対応を図っていくことが必要です。

環境保全のみならず、さまざまな分野の活動と連携し、多様な視点から活動することができ、活動による成果(社会貢献の成果及び参加者自身の自己成果など)が得られるようなしくみづくりが課題です。

(裏白)

第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

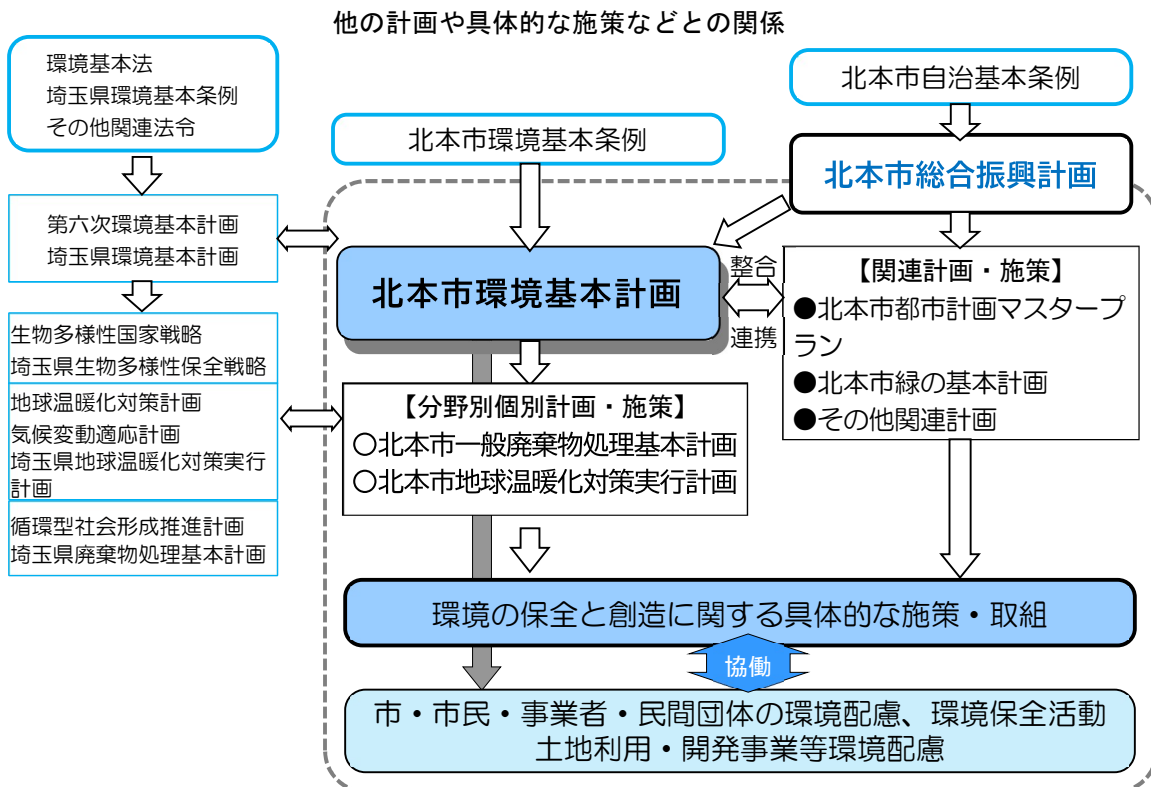
1 環境基本計画の役割

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、北本市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、環境基本計画は、北本市の環境行政の基本となるもので、北本市総合振興計画の環境面について、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めていきます。

そのため、次のような役割を果たしていくものとします。

- ① 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- ② 環境の保全と創造に関する施策とその総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにし、環境分野に係る個別計画及び北本市都市計画マスタープランなどの諸計画と連携し、効果的に進めていきます。
- ③ 北本市環境基本条例で定められた、市・市民・事業者・民間団体それぞれの責務に基づき、環境負荷の低減に向けたそれぞれの取組及び協働による環境の保全と創造に関する取組を明らかにし、推進します。
- ④ 環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど環境基本計画の進行管理の体系を示します。



本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。一方、北本市のまちづくりを進めるために、北本市総合振興計画を中心に、北本市都市計画マスタープラン・北本市緑の基本計画をはじめとする基本構想や基本計画があります。これらの計画の見直しや策定をはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施にあたっては、環境基本計画との整合を図ります。

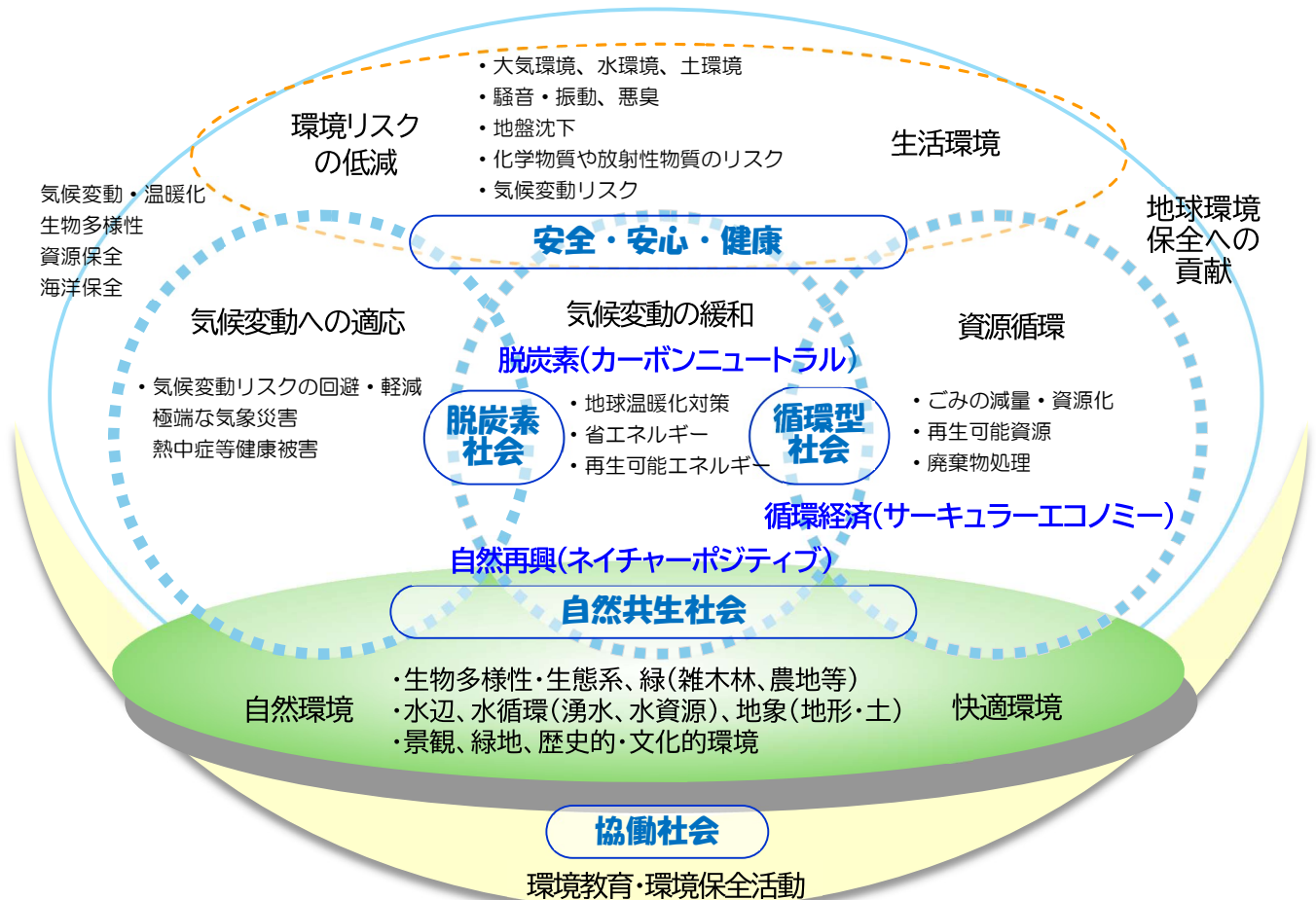
また、北本市が実施する市街地整備や施設整備に際しては、計画立案などの早い段階から、本計画が掲げられる環境の保全と創造に関する目標の実現に向けた環境配慮の実施と対策を図っていきます。開発等事業者には、本計画に基づく自主的な環境配慮と対策の実施をお願いしていきます。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。なお、社会情勢や環境が大きく変化した際には必要に応じて見直していくものとします。

(3) 計画の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

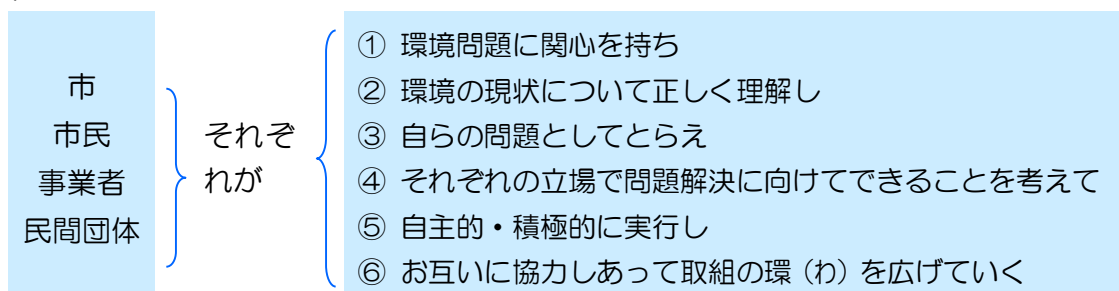


2 協働の環境づくりに向けて

～市・市民・事業者・民間団体の責務と役割～

都市・生活型公害や廃棄物、地球温暖化など、近年の環境問題はその多くが私たちの日常生活や事業活動に原因があるため、解決への取組は複雑化しており、環境問題は市や県などの取組だけでは対応できません。

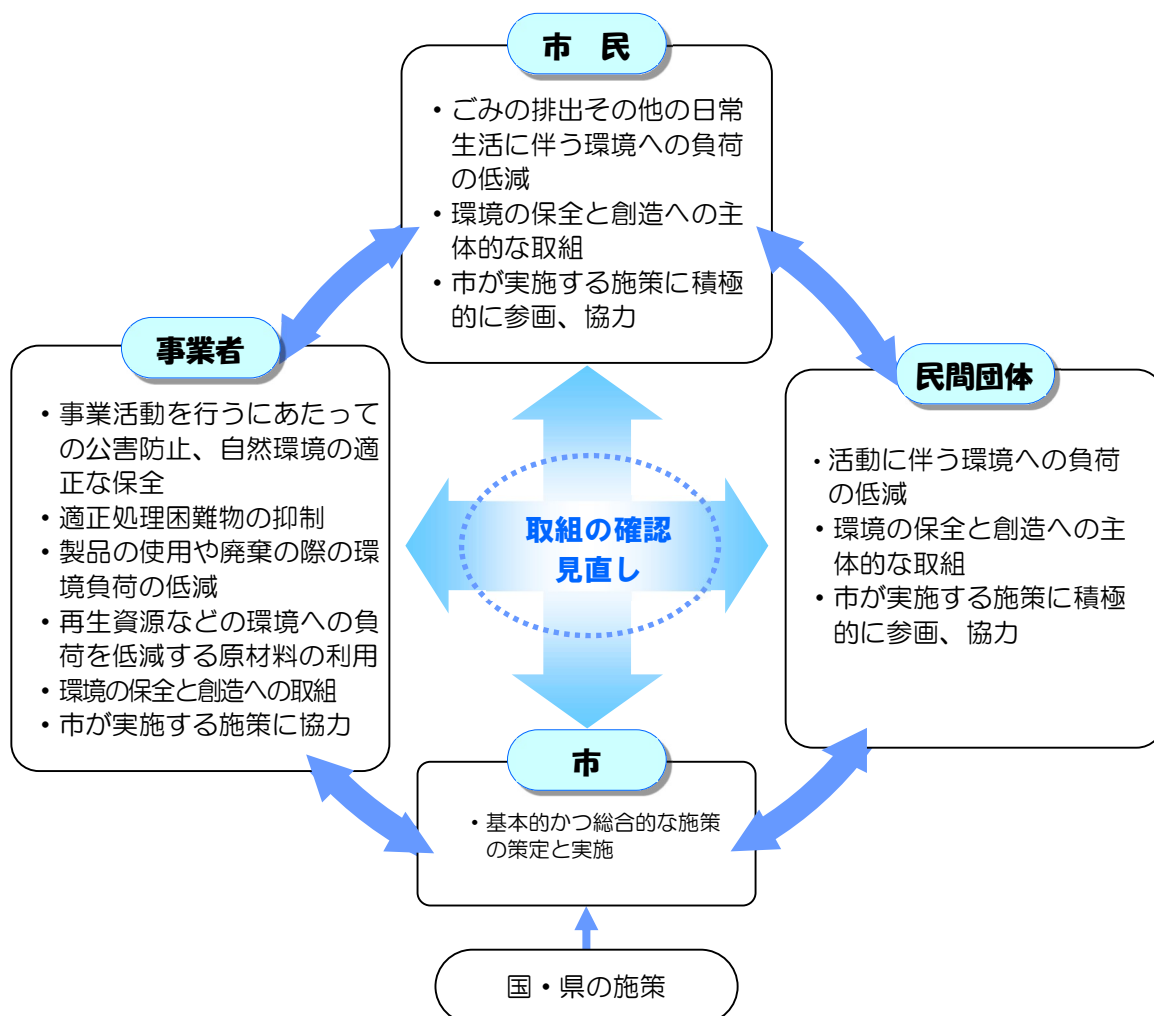
市が率先して環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取組を行うことはもちろん、



ことによって、環境意識の高いまちを目指し、実践していかなければなりません。

北本市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての市・市民・事業者・民間団体の責務を下図のように定めています。

市・市民・事業者・民間団体の責務



環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた取組など、協働による環境づくりに向けて、市・市民・事業者・民間団体は、北本市環境基本条例が定める責務を踏まえ、それぞれの立場から次の役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市の役割

① 公共事業実施における環境保全への取組

実施する公共事業は、自然環境の改変や廃棄物の排出、資源・エネルギーの消費などを伴う場合があり、環境へ少なからず影響を及ぼします。事業の実施にあたっては、環境への配慮を優先的に進めるとともに、事業の立案、計画段階から土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた配慮と環境影響を評価し、環境の保全と創造、環境負荷低減のための対策を行います。

② 市の率先行動の推進

環境マネジメントシステムに基づいて、市の施設や事業における電気・ガス・水道などの資源・エネルギーの利用実態を把握し、環境負荷の低減に向けた方針と目標、対策を定め、公表し、その達成に向けた取組を率先して実行していきます。また、市職員のモラルの向上を図っていきます。

③ 環境情報の提供と情報交換

環境の現状を調査し、市民・事業者・民間団体が環境問題を正しく理解し、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組を自主的に行えるよう必要な情報を公開・提供します。また、市民・事業者・民間団体からの情報や意見を収集・整理し、市が行う環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組に役立てます。

④ 市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動

市民・事業者・民間団体が環境問題に関心を持ち、自らの問題であるとしてとらえることができるよう環境教育・環境学習を進め、自然観察会や緑化活動、環境美化活動などによる環境意識の普及・啓発を進めていきます。また、環境問題解決に向けて行動するための具体的な環境配慮情報（行動指針）の提供を進め、それぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組ができるよう支援を進めます。

⑤ 参加と合意形成の場づくり

市民や事業者が、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組に自主的に参加・交流できる機会づくりを進め、市・市民・事業者・民間団体が公平な役割分担の下、協力しあって行うために、お互いに話し合う場を設けます。

⑥ 事業者の環境配慮の促進

事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減などに配慮した事業活動に向け、関連する法律・条例の周知など情報提供や環境配慮の取組を支援します。

また、土地利用及び開発等に際しては、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮と対策を促進します。

(2) 市民の役割

① 日常生活における環境への配慮

日常生活が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには日常生活の上でどのような点に気を付ければよいか考え、身近なところから自主的・積極的に取り組みます。

② 環境意識の向上

市や民間団体等が公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取組状況についての知識や理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のためにできることから実践します。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

市や民間団体等が開催する自然観察会などの環境教育・環境学習に積極的に参加します。

④ 環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行うボランティア活動などに積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動や環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する普及・啓発活動などに積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

① 事業活動における環境への配慮

事業活動が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、事業活動の上でどのような点に気を付ければよいか考え、自主的・積極的に実行します。あわせて、企業の社会的貢献の一環として、地域や民間団体が行う環境保全活動や普及啓発活動へ積極的に参加します。

また、環境マネジメントシステムなどの導入と推進・実行を図り、環境の保全と創造、環境負荷の低減に努めます。

土地利用及び開発等に際しては、関連法令の周知に努めるとともに、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮を進め、建設や施設利用・操業時での環境負荷の低減に努めるとともに、地域の自然に配慮した緑化対策など自然環境の保全・再生・創出に努めます。

② 環境意識の向上

市や民間団体が公開・提供する情報を活用し、環境問題や環境の現状、取組状況などについて理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための行動に活かします。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

環境保全研修などの環境教育や環境学習に積極的に参加します。また、従業員の環境意識の教育や環境学習を進め、環境意識の向上に努めます。

④ 環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行う活動に積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動・環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する活動などに積極的に参加・協力します。

(4) 民間団体の役割

① 環境情報の提供と情報交換

民間団体は、環境に関する調査結果や情報、団体の取組・活動状況、環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた知見など、市に対して情報提供や提言を行います。

② 環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための活動の推進

雑木林の維持管理やごみの減量・リサイクル活動をはじめ、緑化活動・環境美化活動、ナショナルトラスト活動など、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための活動を進めます。

③ 市・市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動

市・市民・事業者・民間団体に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組や催しなどの普及・啓発活動を行います。また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための取組ができるよう、積極的に市に提言を行います。

④ 市民参加の場づくり

市民が環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組に自主的に参加できる機会を企画・開催するほか、市が開催する催しなどに参加・協力します。

3 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進に向けて

本計画の推進及び進行管理にあたっては、北本市環境基本条例が定める環境の保全及び創造に関する施策を進めていくための事項に基づいて、次のような推進方策を講じます。

① 財政措置・助成措置

本計画に掲げる施策を進めていくため、必要な財政措置を図るものとします。また、市民・事業者・民間団体による環境に配慮した措置に対しては、必要で適正な助成措置を行うための制度の導入を検討していきます。

② 環境調整会議

本計画に掲げる施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として副市長及び部長職で構成する北本市環境調整会議を組織し、環境施策について次の事項の総合調整を行います。

- ・環境基本計画の策定及び変更
- ・環境の保全及び創造に関する施策

③ 環境審議会

本計画の適切な進行管理に向けて、「年次報告書」を作成し、毎年これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴きます。

④ 国・県との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取組が必要とされる施策に対しては、国・県と連携・協議して施策の推進を図っていきます。

⑤ 他の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題など、広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、近隣の地方公共団体と協力して取組を進めていきます。

⑥ 協働による重点施策の展開

雑木林の保全・整備・管理、地球温暖化対策などの重点施策の推進と実現にあたっては、市の取組だけでは、財政的・人材的にも困難です。このため、重点施策の検討・立案・実施にあたっては、市民・事業者・民間団体と相互に協力し合い、幅広い人々との連携と協力を得ながら進めていくことが必要です。

こうした連携と協働による環境保全の取組を進めていくため、市民・事業者・民間団体との環境交流の環（わ）を広げる取組を進めます。

⑦ 市職員を対象とした環境研修の実施

市職員は、市民等との協働による取組を効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、市職員を対象とした環境研修を定期的開催し、環境保全意識の高揚と協働の取組を進めていきます。

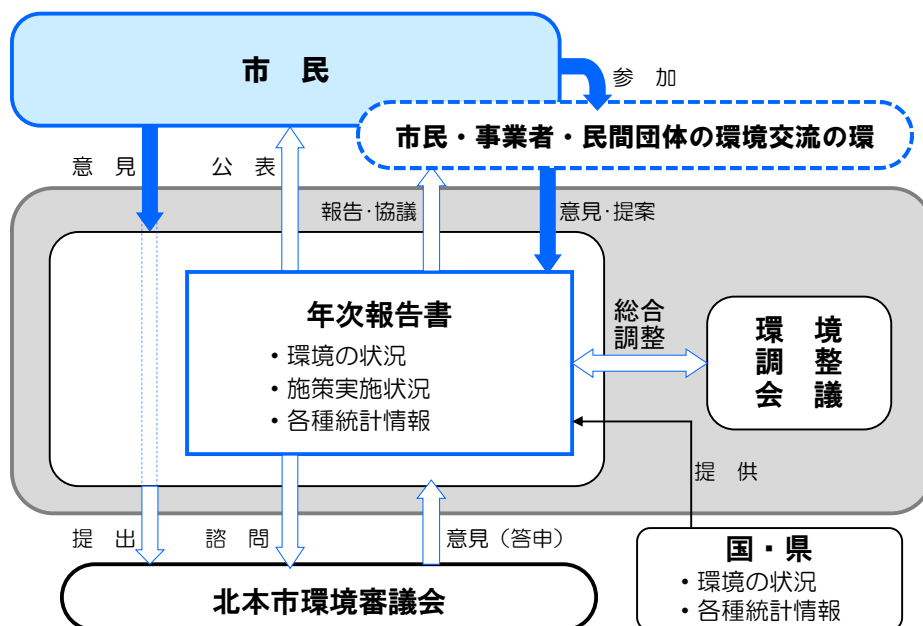
⑧ 土地利用・開発事業等における環境配慮の促進と環境配慮情報の充実・提供

土地利用に係る開発や整備等の事業の立案・計画段階からの自主的な環境配慮と事前調整のためのしくみや制度・体制づくりに努め、より適切で効果的な環境利用を進めていきます。

(2) 進行管理の方法

本計画に掲げた目標を実現するため、目標の達成や施策の実施状況など計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて事業等を見直していくなど、進行管理が大切です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います（下図参照）。本計画に示された目標などについての環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。



第2章 計画がめざしていく環境の姿

1 望ましい環境像

本計画では、北本市総合振興計画の将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」を環境面から実現していくため、計画が目指していく望ましい環境像を市・市民・事業者・民間団体の共有の北本市の環境のあるべき姿として掲げ、その実現に向けた取組を積極的に進めていきます。

本計画では、第二次計画で掲げた望ましい環境像を継承していきます。

望ましい環境像

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

私たちが暮らす北本には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。

緑豊かな身近な自然が、空気や水をきれいにし、湧水や湿地などの水辺環境や多様な動植物の生育・生息環境を育み、四季折々の変化に富んだ風景を私たちにもたらしめています。また、気候変動による気温上昇を抑制し、快適な生活環境を保全するとともに、気象災害の緩和や災害時のオープンスペース等として、さまざまな役割を果たしています。さらに、こうした本市の身近な自然の恵みや潤いとのおふれあいを楽しみ、資源として暮らしや産業に活かしていくことにより、持続可能な地域社会の構築や生活の質をより高めていくことができます。こうした身近な緑豊かな環境も、経済・産業構造や生活様式の変化により、利用されずに放置されたり、市街地整備や開発、相続等により転換されたりと減少してきています。

一方、私たちの今日の便利で物質的に豊かな暮らしは、化石燃料などのエネルギーや天然資源、化学物質を大量に消費し、排気や排水、廃棄物などとして大量に環境中に排出する社会構造により成り立ってきました。その結果、気候変動・温暖化や生物多様性喪失、資源の枯渇や食品ロス、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、地球規模や地域環境にさまざまな影響を及ぼしています。

私たちは、こうした環境の実情を知り、緑や生物多様性が有する恵みや役割を学び、活かし、自然再興を図っていくとともに、循環経済への移行による循環型社会や脱炭素社会など、環境への負荷の少ない持続可能な地域をつくり、現在を生きる私たちや将来の世代が安全・安心して、暮らせる環境を継承していくことが求められています。

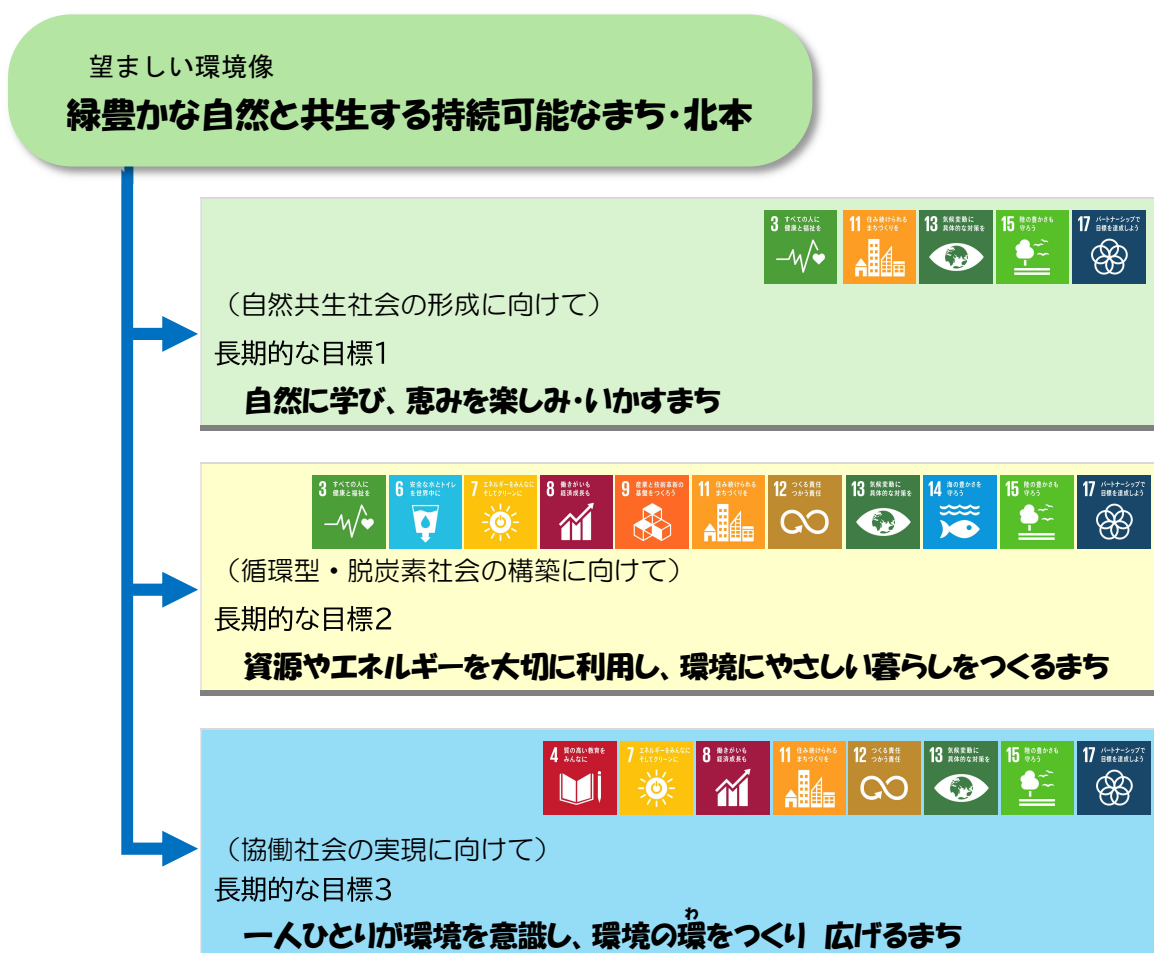
そして、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの役割を自覚し、積極的に行動していくとともに、協働して環境の保全と創造に向け取り組んでいく必要があります。

2 環境像実現に向けた目標と重点取組

「望ましい環境像」の実現に向け、本計画では第二次計画の長期的な目標を継承しつつ、次の3つの長期的目標を定め、関連する施策を総合的・計画的に進めていくことにします。

あわせて、長期的な目標に関連するSDGs（持続的開発目標）を配置し、本計画の取組を展開していくことにより、SDGsの推進に貢献していくものとします。

望ましい環境像と長期的な目標





(自然共生社会の形成に向けて)

長期的な目標1

自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれてきました。自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

持続可能な世界の構築には、それぞれの地域が持続可能となっていること、それを支える地域の自然が健全な状態で維持されていることが基本です。

本市の里地里山環境は、森林セラピー基地に認定され、セラピーロードが整備されています。また、&green food 事業による北本野菜のPRや農産物の地産地消の取組など、さまざまな取組が進められてきています。

そのため、本市の持続可能なまちづくりの基盤である自然環境の保全、自然の恵みの保全・再生、グリーンインフラとしての整備や新たな価値の創出を進めるなど、自然再興を目指します。

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑木林や水辺など緑豊かな自然や多様な生物の生息環境の保全及び創造を図り、自然との豊かなふれあいが楽しめる潤い豊かなまちづくりを目指します。 ○ 環境にやさしい農業の振興や農地の保全・有効活用を進め、農業・農地の多面的機能が発揮されるまちづくりを目指します。 ○ 雑木林などの緑地の保全・管理や都市緑化など、気候変動の緩和や適応に向けた取組を進めるとともに、緑豊かな都市環境を創出し、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指します。 ○ 雑木林や水辺、農地、歴史文化的環境など、本市における里地里山環境とのふれあいや体験学習、管理・再生活動など進め、新たな価値の発見と創造を目指します。
-------	--



協働プロジェクト (重点取組)	雑木林・緑いきいきプロジェクト
--------------------	------------------------



日常生活や事業活動に欠くことのできない電気・ガス、自動車の利用は、化石燃料の燃焼等により、二酸化炭素や二酸化窒素などを環境に排出し、大気汚染や地球温暖化の大きな要因となっています。

そして、気候変動・温暖化の影響は、地球規模だけでなく私たちが暮らす北本市にも、自然災害の発生や熱中症などの健康被害、生態系や農作物への影響などを及ぼしてきています。また、ごみ排出量は減少傾向にありますが、その処分のためには広域処理や多くの費用が必要になっているほか、プラスチック資源循環や食品ロス対策などの新たな課題への対応が求められています。

さらに、私たちの身の回りで大量に使用されている化学物質には、私たちの健康や将来世代への影響が心配されている有害物質を含むものがあり、こうした環境リスクからの安全・安心の確保を図っていく必要があります。

気候変動・温暖化や生物多様性の喪失、環境汚染などの地球環境から地域の環境問題は、今日の経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動、資源・エネルギーの大量消費・廃棄型の社会システムに起因しています。

こうした社会システムをより環境への負荷の少ないしくみに移行していくとともに、私たち一人ひとりが生活を楽しみながら、資源・エネルギーの有効利用や再生可能なものへと替えていくなど、ライフスタイルを見直していく必要があります。また、こうした取組や行動を支える環境にやさしいまちづくりを進め、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

本市では、2022（令和 4）年に緑に囲まれた健康な文化都市として、市民一人ひとりが輝くまちを目指すとともに、市民や事業者と一体となり、かけがえのない環境を次の世代に残すために、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

こうした情勢を踏まえ、日常生活・事業活動に伴う環境負荷の低減及び環境汚染などの様々な環境リスクの回避・低減を図り、安全で安心して暮らし続けられる持続可能なまちの形成を目指します。

そのため、「ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）」を目標に、気候変動の緩和と適応に向けた取組の推進に努めます。あわせて、資源の保全と循環利用がされる「循環型社会」を目指し、ごみの減量・資源化、再生可能資源が活用される社会の形成に向けた取組を一体的に進めていきます。

取組の方向	エネルギーを大切に利用する(気候変動・温暖化の緩和) <ul style="list-style-type: none"> ○ 北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を推進します。 ○ CO₂(温室効果ガス)の排出の少ない環境にやさしいまちづくりを進め、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指します。 ○ 自家消費型の太陽光発電の活用や再エネ電力への移行など、再生可能エネルギーの積極的な活用ができるまちづくりを進めます。 ○ デコ活を普及・促進し、省エネルギーの徹底を進めるとともに、本市の資源を活かし、脱炭素型の暮らしやライフスタイル、事業活動が実践できる環境にやさしいまちづくりを進めます。 ○ 自転車や歩いて暮らせるコンパクトでスマートなまちづくりや公共交通の脱炭素化を進めます。 ○ 雑木林や公園緑地、街路樹などの緑資源が果たす気候変動の緩和と適応に係る諸機能の効果的な発現に向け、緑資源の保全・創出・活用を進めます。 ○ 再エネ電力やCO₂吸収源対策など、地域循環共生圏の形成に向けた取組を進めます。
	気候変動からの安全・安心を確保する(気候変動への適応) <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動リスクの回避と低減に向けて対策を検討し、推進します。 ○ 気候変動の影響や市内での影響について把握し、情報を共有します。 ○ 自然災害及び災害に伴う生活インフラへの影響、気温上昇に伴う健康被害、農業や自然環境への影響などの回避・低減に向けた取組を進めます。
	資源を大切に利用する(循環型社会の形成・循環経済への移行) <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理基本計画を推進します。 ○ 食品ロス対策の推進、生ごみの減量化など、資源の有効利用と廃棄物の減量・資源化を進めます。 ○ 4R(リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル)の取組が進められ、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。 ○ プラスチック資源循環など再生可能資源の利用が進み、資源が循環利用される廃棄物の少ない循環型社会づくり、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を進めます。 ○ ごみの散乱や不法投棄がない、清潔で快適に暮らせるまちづくりを進めます。
	健康に暮らせる良好な生活環境の確保(環境リスクへの対応) <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境汚染や有害化学物質など、健康や生態系への様々な環境面からのリスクを回避・低減し、安全・安心で健康に暮らせるまちづくりを進めます。 ○ 環境面のリスクに関する情報の収集と提供、共有化を図ります。



協働プロジェクト (重点取組)	省エネ・再エネ エコライフプロジェクト
--------------------	----------------------------



協働プロジェクト (重点取組)	ごみ減量・4R もったいないプロジェクト
--------------------	-----------------------------



(協働社会の実現に向けて)

長期的な目標3

一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち

地球温暖化や生物多様性の喪失、環境汚染、資源の枯渇や廃棄物などの今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動などに伴う環境負荷に起因しています。環境負荷の増大は、私たちの生活や活動を支えている地域環境にもさまざまな影響を及ぼしているほか、地球規模の環境問題までに発展し、人類の生存を脅かす地球規模の環境問題にまで広がっています。

こうした環境問題の解決に向けては、その主体である私たち一人ひとりが、日常生活や事業活動などに伴う環境負荷とその影響について考え、それぞれが実践できることから環境負荷の低減に向けた行動を実践していく責務があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと改善し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を積極的に進めていくこと大切です。

また、こうした取組を一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知り・行動する機会（環境学習機会）の充実と行動の促進、市・市民・事業者・民間団体など各主体の相互理解と連携・協力、活動の環づくりが不可欠になっています。

そのため、子どもの頃からの環境教育や環境学習機会の充実、協働による環境づくり、幅広い地域や住民との協働（地域循環共生圏づくり）など、「協働社会」の形成を目指します。

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・環境学習など、市民一人ひとりが環境について学び・考え・行動する機会が充実しているまちづくりを進めます。 ○ 環境にやさしい事業活動が進められるまちづくり目指します。 ○ 環境づくりを進める市民・事業者・民間団体への支援や環境づくりの環（わ）が広がるまちづくりを進めます。 ○ 環境教育・環境学習、環境保全活動を支える人づくりや活動機会の充実を図ります。 ○ 環境の保全及び創造の効果的な促進に向け、広域連携や地域循環共生圏づくりを進めます。 ○ 環境情報及び取組情報の充実・発信し、情報の共有化に努めます。
-------	---



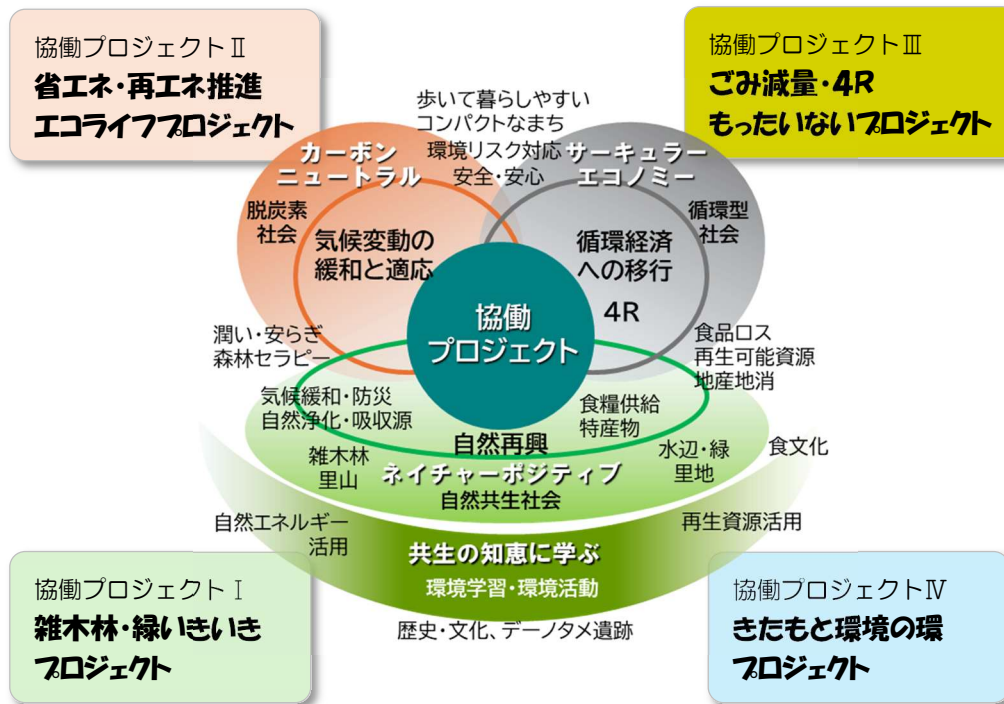
協働プロジェクト (重点取組)	きたもと環境の環(わ)プロジェクト
--------------------	--------------------------

施策の展開・行動編

第1章 計画で進めていくこと

本計画では、望ましい環境像及び長期的な目標の実現に向けて、第三次環境基本計画で進めていく施策（取組）の内容、市・市民・事業者・民間団体と協働で進めていく重点的取組を協働プロジェクトとして定めています。

協働プロジェクトの展開に向け



この「施策の展開・行動編」は次の構成からなっています。

第1章 計画で進めていくこと	計画が進める取組の全体像と協働プロジェクトの内容
1 施策の体系	環境像、長期的目標、施策・基本施策・協働プロジェクトの一覧
2 協働プロジェクト	本計画で市・市民・事業者・民間団体が協働で取り組んでいく重点的取組及び各主体の取組内容を示しています。
	協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑いきいきプロジェクト 協働プロジェクトⅡ 省エネ・再エネ推進プロジェクト 協働プロジェクトⅢ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト 協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環(わ)プロジェクト
第2章 市の取組	本計画で掲げた長期目標ごとの施策、基本施策、取組内容と所管・担当課を示しています。
	長期的な目標 1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち 長期的な目標 2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち 長期的な目標 3 一人ひとりが環境を意識し、環境の環を広げるまち

1 施策の体系

望ましい環境像

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

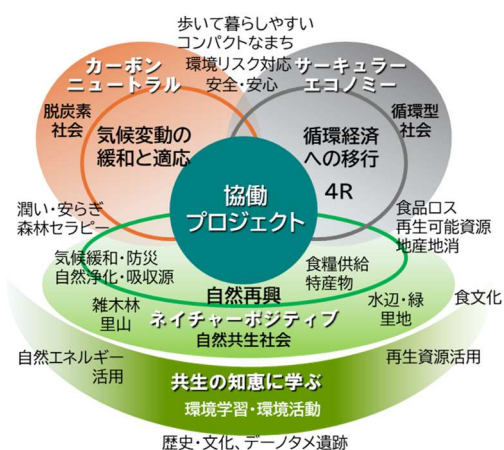
長期的な目標	No.	取組(施策)の方向
 <p>長期的な目標1 自然共生社会の形成に向けて</p> <p>自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち</p>	1-1	雑木林や水辺など自然環境の保全と創造
	1-2	多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造 (生物多様性の保全)
	1-3	豊かな農地の保全と創造
	1-4	緑豊かな快適な都市環境の創造
 <p>長期的な目標2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて</p> <p>資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち</p>	2-1	ゼロカーボンシティに向けた環境にやさしい脱炭素社会の推進 (北本市気候変動対策実行計画の推進)
	2-2	環境にやさしい循環型社会の推進
	2-3	環境面からの安全・安心の確保
 <p>長期的な目標3 協働社会の実現に向けて</p> <p>一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち</p>	3-1	エコライフ、エコワーク、脱炭素につながる新しい暮らしの普及・促進
	3-2	環境教育・環境学習の推進
	3-3	環境を守り・育てる 市民の環づくりの推進
	3-4	環境情報の発信・共有化の推進

	市の取組(基本施策)
	① 雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発 ② 雑木林の保全と維持管理 ③ 自然調査の推進 ④ 自然性の高い水辺の保全と創造（荒川や谷津の湧水・湿地を含む）
	① 生物多様性保全行動指針の作成と推進 ② 多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生 ③ 特定外来生物対策や鳥獣被害対策の推進
	① 有機農業の促進・環境保全型農業の推進 ② 地産地消の推進・食と農と環境の学習推進 ③ 市民農園の普及と活用
	① 公園の整備と維持管理・植樹帯の維持管理 ② 市街地や住宅地の緑化の推進・都市景観の創造 ③ 空き地・空き家対策の推進 ④ 不法投棄防止・環境美化の推進
	① 省エネルギー対策の推進 ② 再生可能エネルギーの活用（自立分散型エネルギー）の推進 ③ ZEH・ZEB 及び省エネルギー性能の高い建物の普及 ④ 移動の脱炭素化（公共交通利用の向上、次世代自動車の普及） ⑤ 歩いて暮らせるまちづくりの推進（コンパクト、都市熱緩和等） ⑥ 気候変動への適応の推進
	① 4Rの推進 ② 食品ロス対策、プラスチック資源循環対策の推進 ③ 分別の徹底・資源回収体制の整備 ④ 廃棄物の適正処理の推進（広域処理、処理施設の整備など）
	① 空気・水の清浄さの維持・向上（調査・監視を含む） ② 騒音・振動及び悪臭の防止 ③ 土壌汚染・地下水汚染の防止 ④ 環境調査・監視の充実 ⑤ 環境リスク対策（有害化学物質、空間放射線量、気候変動他）
	① 日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進 ② 事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進 ③ 市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施
	① 環境教育の推進と支援体制の充実 ② 市民の環境学習の推進（環境学習機会の充実） ③ 環境保全活動を支える人材の育成・支援
	① 環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援 ② 環境交流の充実・環境活動の環づくりの推進 ③ 市民との協働環境保全事業の推進
	① 環境情報の整備充実と発信・提供 ② 土地利用・開発事業等における環境配慮の推進

協働プロジェクト

協働プロジェクトⅠ
雑木林・緑いきいきプロジェクト
 (ネイチャーポジティブの実現)

協働プロジェクトⅡ
省エネ・再エネ推進プロジェクト
 (ゼロカーボンシティの実現)



協働プロジェクトⅢ
ごみ減量・4R
もったいないプロジェクト
 (循環型社会の実現)

協働プロジェクトⅣ
きたもと環境の環(わ)プロジェクト
 (協働社会の推進)

2 協働プロジェクトの展開

本計画では、望ましい環境像や長期的な目標の実現に向けて、市・市民・事業者・民間団体が協働で取り組んでいく重点的取組の内容を協働プロジェクトとして示しています。

■ 協働プロジェクトの展開に向けて

北本の豊かな自然環境やコンパクトな住環境を活かし、自然との共生や脱炭素・循環型社会づくり、協働による環境の保全・創造に関する取組を、相互の関連を踏まえ相乗効果が発揮されるよう、長期的な視点に立ち総合的に展開し、望ましい環境像『緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本』の実現を目指していきます。

本計画では、3つの長期的な目標を基本に、第二次環境基本計画で進められてきた4つの協働プロジェクトを、環境面からの新たな視点をもとに再構築し、一層の展開を図っていきます。

協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑いきいきプロジェクト

視点(1) ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けて

協働プロジェクトⅡ 省エネ・再エネ推進プロジェクト

視点(2) ゼロカーボンシティ(脱炭素社会)の実現に向けて

協働プロジェクトⅢ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

視点(3) サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けて

協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環プロジェクト

視点(4) きたもとのエコライフが楽しめる環境の環をつくり広げる

また、協働プロジェクトを総合的に進めていくことにより、安心・安全で快適な暮らしの確保(生活の質の向上)を図っていきます。

視点(1) ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けて

長期的な目標 1「自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち」を目指して、本市の環境の基盤である自然(生物多様性)の損失をくい止め、自然を回復軌道に乗せ(自然再興を図り)、自然の恵みがより豊かに、暮らしや経済活動、まちづくりに発揮できるようにし、生きものを含めたみんなで豊かになるような社会の実現が求められています。

そのため、一人ひとりが自然の役割や恵みについて見つめ直し、より効果的に恵みが発現できるような経済・社会活動に切り替え、グリーンインフラとして積極的に保全・再生・創造し、暮らしやまちづくりに活用していくことが大切です。

視点(2) ゼロカーボンシティ(脱炭素社会)の実現に向けて

今日、気候変動の影響が深刻化しています。本市ではゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)の状態にしていく脱炭素社会の実現を目指していくことにしました。

そのため、一人ひとりが気候変動問題やその影響について考え、影響の回避・軽減に向けた取組(行動)を実践していくとともに、それを支える経済・社会活動への移行を積極的に進め、長期的な目標 2「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」を実現していくことが大切です。

視点(3) サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けて

今日までの大量生産・大量消費、大量廃棄型の社会は、環境への負荷を増大し、私たちの暮らしをはじめ、気候変動問題や生物多様性の損失など様々な環境問題にも影響をもたらしています。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済・社会活動など、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進め、循環型社会の構築が求められています。

そのため、一人ひとりが自ら排出する廃棄物について考え、4Rに取組、廃棄物を減らしていくとともに、再生可能資源や再生リサイクル製品の活用などを積極的に進め、長期的な目標 2「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」を実現していくことが大切です。

視点(4) きたもとのエコライフを楽しみ、環境の環をつくり広げる

北本の豊かな自然環境や住みやすい住環境を活かし、一人ひとりが本市での生活や産業活動を楽しみながら、本市の環境資源や特性に応じたエコライフを実践していくとともに、協働して、自然と共生した環境にやさしいまちづくりを進め、安心・安全で快適な暮らしを守り、住み続けたいと思える環境をつくっていきます。

そのため、一人ひとりが地域の環境について学び・知り・活用していけるよう、環境学習や環境保全活動の機会の充実、幅広い分野の人々・地域との環境交流の機会を提供し、長期的な目標 3「一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち」を実現していきます。

協働プロジェクトの構成について

協働プロジェクト名

協働プロジェクトI
雑木林・緑いばきプロジェクト
 ネイチャーポジティブの実現に向けて

3 持続可能な開発目標 (SDGs)

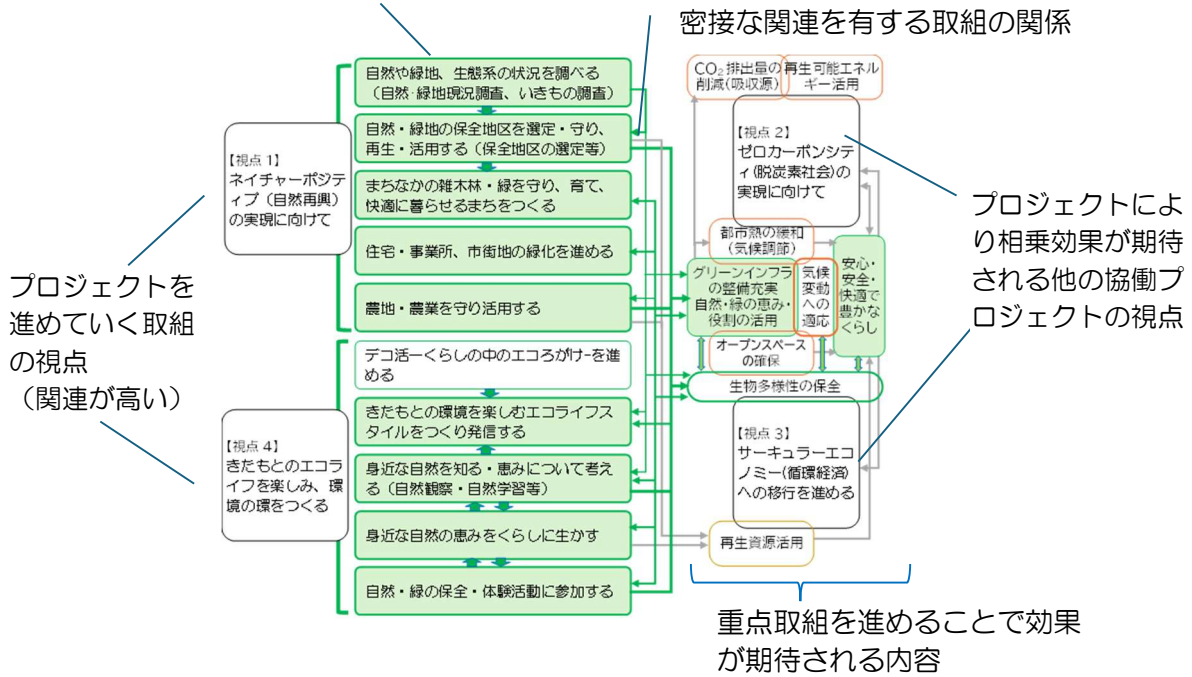
長期的な目標 10 自然共生社会の形成
自然に学び、恵みを楽しみいばきまち
 自然の恵みと役割をグリーンインフラとして保全・再生・創造し、ネイチャーポジティブの実現を図るとともに、&greenプロジェクト(“みどり”とともにある暮らしの魅力向上)を推進していきます。

協働プロジェクトで進めるSDGs

協働プロジェクトの長期的目標

協働プロジェクトが目指す方向

協働プロジェクトで進める重点取組



重点取組 (1)(2)...

重点取組の主な内容

I-(1)自然や緑地、生態系の状況を調べる	市	市市民団体	事業者
I-(2)自然・緑地の保全地区を選定・守り、再生し、活用する	市	市市民団体	事業者
I-(3)住宅・事業所、市街地の緑化を進める	市	市市民団体	事業者

取組を推進する主体
市、市民・市民団体・事業者

取組を進める中心的な主体

関連する施策
市の取組の番号

本計画において協働プロジェクトを進めていく上での目安・指標

【環境指標例】

環境指標	単位	現況年	中間年	目標年
市民1人あたりの緑地面積	㎡/人			
市街化区域の緑被率	%			
公園緑地・協定緑地、自然保全地等の面積割合	Ha %			
生物多様性行動計画・生物多様性地域戦略の策定	実施状況			

計画策定時の状況と中間年・目標年までに目指す指標の値や取組の実施状況

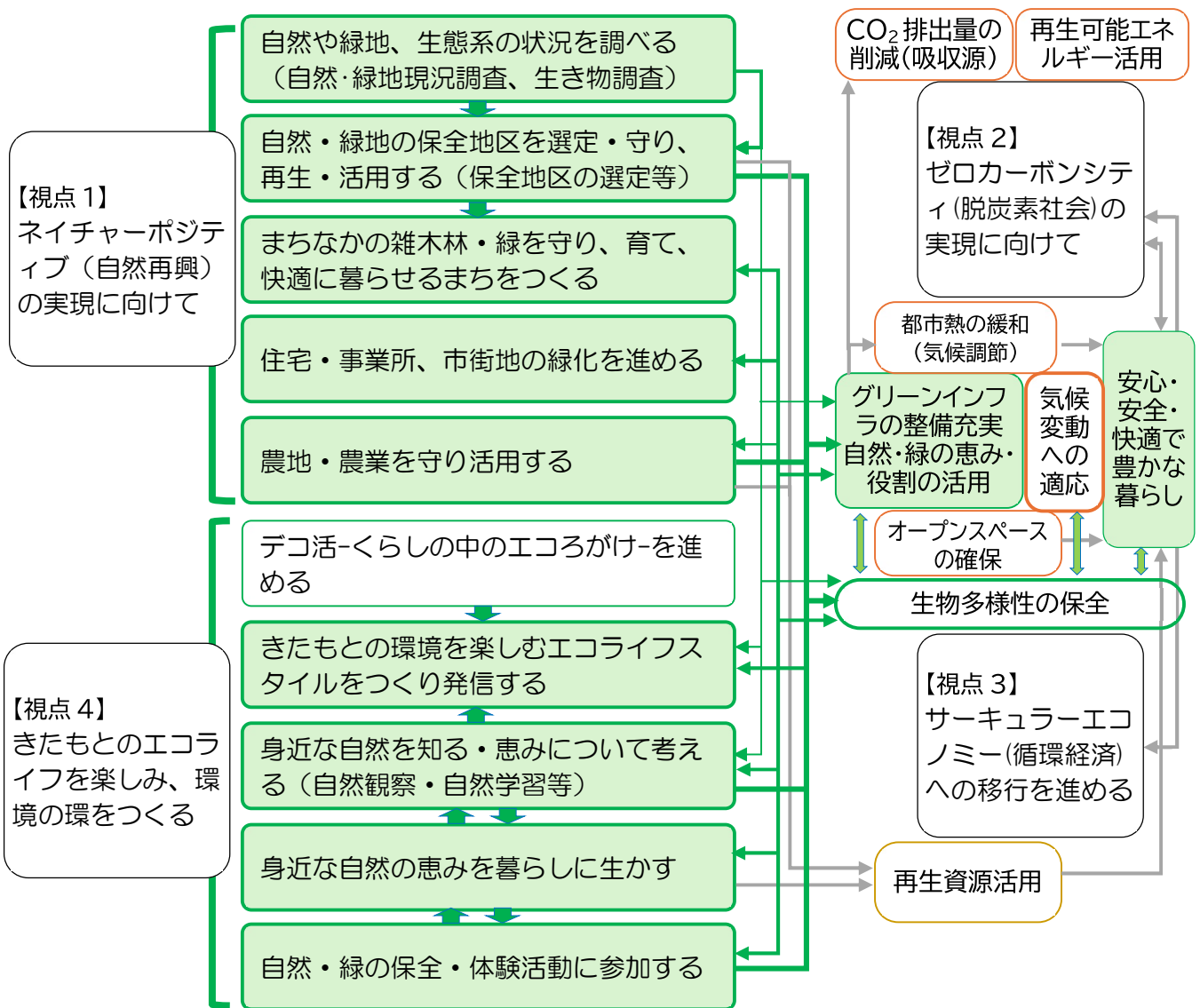
協働プロジェクト I
雑木林・緑いきいきプロジェクト
 ネイチャーポジティブの実現に向けて

長期的な目標 1 自然共生社会の形成

自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

自然の恵みと役割をグリーンインフラとして保全・再生・創造し、ネイチャーポジティブの実現を図るとともに、&greenプロジェクト（“みどり”とともにある暮らしの魅力向上）を推進していきます。

雑木林・緑いきいきプロジェクト



【プロジェクトの推進】

グリーンインフラとして自然・緑の恵みや役割を“まちづくり”や“暮らしづくり”に生かし、整備充実を進めます。そのことにより、生物多様性の保全を図るとともに、自然の豊かな恵みを楽しみ、安心・安全で、快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

I-(1) 自然や緑地、生態系の状況を調べる 関連施策 1-1-①・③	市	市民	市民団体	事業者
生物生息状況など自然調査の実施、市域の生物多様性の把握。緑地分布や緑被状況など緑地現況調査を実施します。また、前回調査時等との変化などを把握します。	○		○	
I-(2) 自然・緑地の保全地区を選定・守り、再生し、活用する 関連施策 1-1-②・③・④、1-2-①・②	市	市民	市民団体	事業者
自然調査や緑地調査の結果をもとに、自然や緑地の特性、環境保全、暮らしやまちづくりに係る機能・課題の評価、自然保全・緑地保全地区の選定、保全・整備方針を定めます。 (生物多様性地域戦略の策定と推進)	○		○	
既存の公園緑地等の担保地を除く、緑地の整備・活用優先順の評価・選定し、保全・活用します。	○	○	○	○
北本市緑と花のまちづくり基金に協力し、基金の拡充と活用を進めます。	○	○	○	○
I-(3) 住宅・事業所、市街地の緑化を進める 関連施策 1-4-①・②、2-1-③	市	市民	市民団体	事業者
住宅地や事業所の周辺緑化や屋上緑化など緑化を進め、緑豊かな住環境をつくります。		○		○
I-(4) まちなかの雑木林・緑を守り、育て、快適に暮らせるまちをつくる 関連施策 1-1-②・③・④、1-2-②、1-4-①	市	市民	市民団体	事業者
市街地内の公園緑地や学校等公共施設の緑地を、緑・水辺のネットワークの拠点として整備・管理を進めます。	○			
市街地に残されてきている雑木林や社寺林、屋敷林等の樹林地、特定生産緑地などの緑を保全・管理し、環境保全機能や防災機能を向上します。	○	○	○	○
I-(5) 農地・農業を守り活用する 関連施策 1-3-①・②・③、2-1-⑥	市	市民	市民団体	事業者
地域の農産物の地産地消、食文化を育てるとともに、市内の農地・農業を保全し、農業の多面的機能の増進を図り、安心・安全して暮らせるまちづくりを進めます。	○	○	○	○
農薬や化学肥料の適正使用など、環境にやさしい農業を進めます。		○		○
農地の集約化・経営企業化など、農地・農業の活用と環境保全機能の向上を図ります。	○			○

I-(6) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを考え発信する <small>関連施策 1-3-②・③、2-1-①・⑤、3-1-①・②</small>	市	市民	市民団体	事業者
国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」による市民・事業者の省エネや再エネ活用の普及と取組を実践します。	○	○	○	○
市民・市民団体・事業者から森林セラピーなど北本市の自然とのふれあいや遊び、暮らしの中での楽しみ方など、エコライフスタイルを提案（募集）し、発信します。	○	○	○	○
I-(7) 身近な自然を知る・恵みについて考える <small>関連施策 1-1-①、1-3-②、2-1-⑤・⑥、3-2-②</small>	市	市民	市民団体	事業者
自然観察や自然体験、農業体験、環境保全活動体験など、身近な自然や自然の役割・恵みを知り、考える環境教育・環境学習の機会を充実し、参加します。	○	○	○	○
学校での環境教育や体験学習を支援する体制、人材の育成と活動支援を充実します。	○	○	○	○
I-(8) 身近な自然の恵みを暮らしに生かす <small>関連施策 1-1-①、1-3-②・③、1-4-①・②、2-1-⑤・⑥</small>	市	市民	市民団体	事業者
四季折々の草花や野鳥とのふれあいや散策、森林セラピー体験、遊びなどの自然体験、農業体験など、暮らしの中で自然とのふれあいを楽しみます。		○	○	○
緑や水辺などの防災・気温調節、CO ₂ 吸収や大気浄化、水源かん養や水質浄化、騒音緩和、景観保全やレクリエーションなどの多面的な機能を活用し、快適で潤いのある暮らしづくりを進めます。	○			
地域農産物の地産地消、荒廃農地や生産緑地を活用した市民農園での栽培など、地域農業を守り・育て、食を楽しむ暮らしを進めます。	○	○	○	○
デーノタメ遺跡などの遺跡・歴史文化資源と地域の自然・食との関りなど、自然との共生の歴史・文化を学び、暮らしやまちづくりに生かします。	○	○	○	○
I-(9) 自然・緑の保全・体験活動に参加する <small>関連施策 1-1-②・④、1-2-③、1-3-②・③、1-4-①～④</small>	市	市民	市民団体	事業者
雑木林の保全・管理や自然観察、自然体験、環境美化活動など、地域や市民団体などが行っている活動を知り、参加や協力します。	○	○	○	○
地域の自然・緑を地域で守り、活かす取組やしきみづくりに参加します。	○	○	○	○

【環境指標例】

環境指標	単位	現況年	中間年	目標年
市民1人あたりの緑地面積	m ² /人			
市街化区域の緑被率	%			
公園緑地・協定緑地、自然保全地等の面積割合	Ha %			
生物多様性行動計画・生物多様性地域戦略の策定	実施 状況			
雑木林の保全・管理及び活用等の活動人数・イベント等への参加者数	人			
雑木林等の萌芽更新など整備面積	ha			
アダプト制度への登録人数及び活動実績	人			
森林セラピー活動開催数及び参加者数、参加事業者数	回 人 事業所			

協働プロジェクトⅡ

**省エネ・再エネ推進
エコライフプロジェクト**

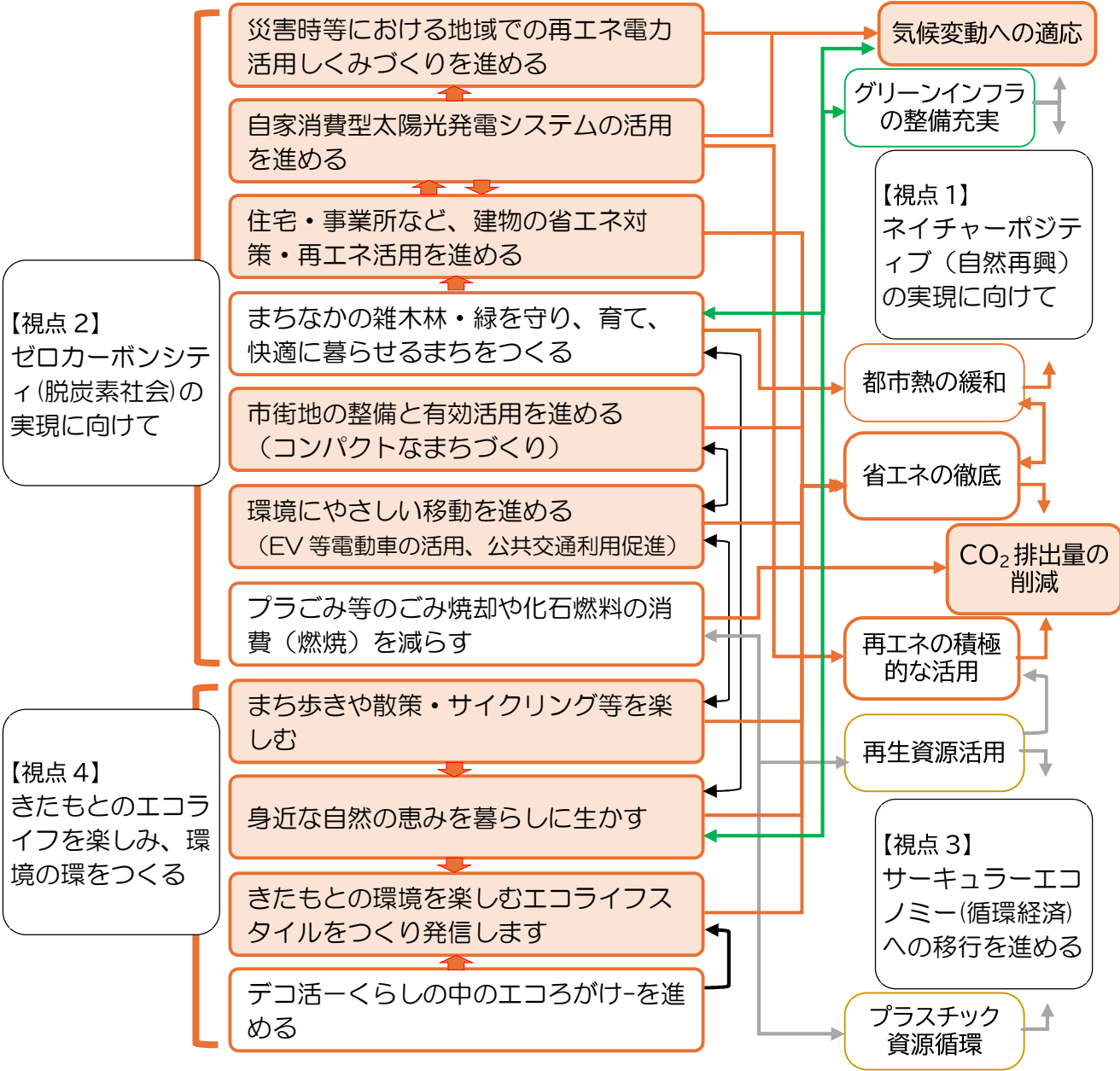
ゼロカーボンシティの
実現に向けて



長期的な目標 2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて
**資源やエネルギーを大切に利用し、
環境にやさしい暮らしをつくるまち**

コンパクトで暮らしやすく快適なまちづくりを進めるととも
に、みんなで省エネや再エネ活用などエコライフが楽しめる地
球にも地域にもやさしいゼロカーボンシティを目指します。

省エネ・再エネ推進エコライフプロジェクト



【プロジェクトの推進】

ゼロカーボンシティの実現に向けて、一人ひとりが気候変動・温暖化とその影響に関心を持ち、脱炭素型ライフスタイルに変容するなど、エコライフを実践するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用するなど、温室効果ガス排出量の削減を進めます。あわせて、気候変動による影響の回避・緩和に向けた取組を進め、自然の豊かな恵みを楽しみ、安心・安全で、快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

II-(1) 自家消費型太陽光発電システムの活用を進める <small>関連施策 2-1-②・③</small>	市	市民	市民団体	事業者
再エネポテンシャルの高い太陽光発電と蓄電池が一体となった自家消費型の発電システムの普及を進めます。	○	○	○	○
住宅用省エネルギー機器設置費補助を推進します。	○			
II-(2) 災害時等における地域での再エネ電力活用しくみづくりを進める <small>関連施策 2-1-②・③、2-1-⑥</small>	市	市民	市民団体	事業者
地域の特性に応じた家庭や事業所・公共施設等に導入された再エネ発電、BEV等の災害時における電力確保に向けたしくみづくり(自立分散型再エネ活用)を進め、安心・安全の確保を図ります。	○	○	○	○
気候変動適応について対策を検討し、推進します。	○			
II-(3) 住宅・事業所など、建物の省エネ対策・再エネ活用を進める <small>関連施策 1-4-①・②、2-1-①・③</small>	市	市民	市民団体	事業者
住宅や事業所の高気密・高断熱化など省エネ対策の普及を進めます。		○		○
新築や改築に伴う住宅等建物のZEH化・ZEB化の推進など、再エネ活用や省エネ性能の向上を進めます。		○		○
住宅用省エネルギー機器設置費補助を行います。	○			
住宅や事業所、駐車場の緑化対策など、緑による省エネ対策の普及促進を図ります。	○	○		○
再エネ電力の導入・活用を進めます。	○	○	○	○
II-(4) まちなかの雑木林・緑を守り、育て、快適に暮らせるまちをつくる <small>関連施策 1-1-②・③・④、1-4-①・②、2-1-⑤・⑥</small>	市	市民	市民団体	事業者
公園緑地など、住宅地や市街地の雑木林・緑を守り、育て、都市熱(ヒートアイランド)の緩和・省エネ化、緑のCO ₂ 吸収機能の向上を図り、温室効果ガス排出の少ない快適に暮らせるまちづくりを進めます。	○	○	○	○

II-(5) 市街地の整備と有効活用を進める <small>関連施策 1-4-①~③、2-1-④・⑤・⑥</small>	市	市民	市民団体	事業者
地域の特性に応じた商店や市場、業務施設の集積など、歩いて暮らせる身近な商業地・業務地の形成を進めます。	○		○	○
II-(6) 環境にやさしい移動を進める <small>関連施策 2-1-①・④・⑤</small>	市	市民	市民団体	事業者
EV等電動車への乗り換えや活用を進めます。	○	○	○	○
交通拠点としての駅前広場やバス利用環境、商業施設、駐車場・駐輪場の充実など、公共交通の利用環境を向上します。	○			○
市内循環バスやデマンドバスの利便性向上と利用を進めます。	○	○		○
II-(7) プラごみ等のごみ焼却や化石燃料の消費(燃焼)を減らす <small>関連施策 1-4-③・④、2-1、2-2-①・②</small>	市	市民	市民団体	事業者
プラスチック資源循環を進め、プラごみ焼却処分をなくし、焼却に伴う温室効果ガス排出をなくします。	○	○	○	○
自動車のEV等電動車化や住まいの電化など、ガソリンや灯油・ガスなどの化石燃料の燃焼による温室効果ガス排出量を減らします。	○	○	○	○
II-(8) まち歩きや散策・サイクリングを楽しむ <small>関連施策 1-4-①・②、2-1-④・⑤</small>	市	市民	市民団体	事業者
歩行者空間やポケットパーク等の整備・バリアフリー化、商店や市場、業務施設の集積など、まち歩きが楽しめるまちづくりを進めます。また、公園・緑地の整備やクーリングシェルターの充実など、熱中症予防対策の普及啓発を図ります。	○			○
緑や水辺、植栽帯のネットワーク化など、安全で快適な散策路を整備します。	○			
自転車走行ゾーンや駐輪空間の確保、サイクリングロードの整備など、安全に自転車利用が楽しめる環境を整備します。	○			

II-(9) 身近な自然の恵みを暮らしに生かす 関連施策 1-1-①~④、1-2-②、1-3-②、2-1-①・③・⑤	市	市民	市民団体	事業者
雑木林・緑・水辺など身近な自然とのふれあい、涼風や樹陰による気温調整、農産物など自然の恵みを生かすなど、暮らしの省エネを進めます。		○	○	○
グリーンカーテンの設置、周辺緑化、自然採光、打ち水など、住まいの省エネを進めます。		○	○	○
II-(10) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを考え発信する 関連施策 2-1-①・②・⑤、3-1-①・②	市	市民	市民団体	事業者
ゼロカーボンシティ及び北本市地球温暖化対策実行計画の普及と温室効果ガス排出量削減に向けた取組・対策を進めます。	○	○	○	○
市民・市民団体・事業者からの北本市の環境を活かした脱炭素型のエコライフスタイルの提案・実践を募集し、発信します。	○	○	○	○
(ア) デコ活-暮らしの中のエコろがけ-を進める				
国民運動「デコ活-暮らしの中のエコろがけ-」による市民・事業者の省エネや再エネ活用の取組を普及促進します。	○	○	○	○

【環境指標】

環境指標	単位	現況年	中間年	目標年
市域からの温室効果ガス排出量及び基準年度からの削減率	千 t-CO ₂ %		2030年	2035年
市の施設・事務事業からの温室効果ガス排出量と削減率	千 t-CO ₂ %		2030年	2035年
住宅用省エネルギー機器設置費補助件数、CO ₂ 削減見込量	件 t-CO ₂			
雑木林等の萌芽更新など整備面積【再掲】	ha			

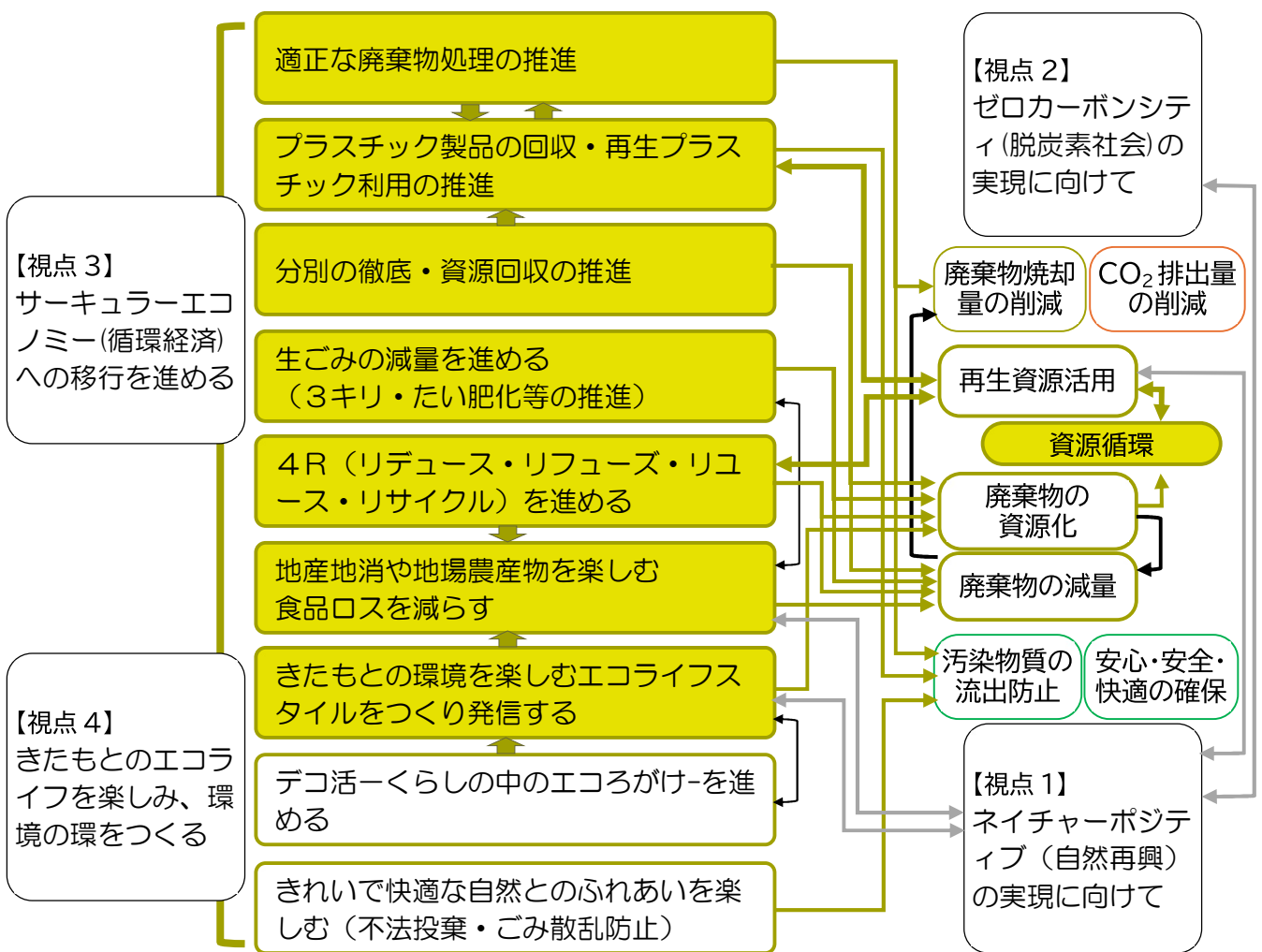


協働プロジェクトⅢ
**ごみ減量・4R
 もったいない
 プロジェクト**
 サーキュラーエコノミー
 への移行に向けて

長期的な目標 2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて
**資源やエネルギーを大切に利用し、
 環境にやさしい暮らしをつくるまち**

4Rや再生可能資源の活用など資源が循環利用される循環経済（サーキュラーエコノミー）や循環型社会づくりを進め、みんなが資源を大切にする環境にやさしいまちづくりを目指します。

ごみ減量・4R もったいないプロジェクト



【プロジェクトの推進】

Ⅲ-(1) 適正な廃棄物処理の推進 <small>関連施策 2-2-④</small>	市	市民	市民団体	事業者
一般廃棄物処理基本計画の普及と適正なごみ処理体制の整備充実を図ります。	○			
事業系ごみ適正排出ガイドブックの普及促進による事業系ごみの適正な処理を進めます。	○			○
事故や災害時等におけるプラスチック類及び環境汚染物質等の環境への流出や環境汚染防止を強化し、安心安全な生活環境の確保を図ります。	○	○		○
Ⅲ-(2) プラスチック製品の回収・再生プラスチック利用を進める <small>関連施策 2-2-①～④</small>	市	市民	市民団体	事業者
容器包装プラスチックなどプラごみ・プラスチック製品の回収を進めます。	○	○	○	○
プラスチック代替素材の活用、再生プラスチック利用の普及など、プラスチックごみ削減と焼却に伴うCO ₂ 排出量削減を進めます。	○	○	○	○
事業者によるプラスチック資源循環に向けた取組を普及・支援を図ります。	○			○
Ⅲ-(3) 分別の徹底・資源回収を進める <small>関連施策 2-2-②</small>	市	市民	市民団体	事業者
家庭ごみ・資源類分別マニュアル及びスマートフォンのごみ分別アプリの普及啓発による分別の徹底を促進します。	○	○		
各種リサイクル法の普及啓発とごみカレンダーに基づく資源ごみの適正な排出を促進します。	○	○		
資源回収体制の充実、ごみ減量・資源回収・リサイクル活動を行う市民団体等への活動支援を推進します。	○		○	
Ⅲ-(4) 生ごみの減量を進める <small>関連施策 2-2-②</small>	市	市民	市民団体	事業者
可燃ごみの排出量の一層の減量と焼却に伴うCO ₂ 排出量削減に向け、3キリ（使いきり、食べきり、水きり）運動を進め、食品ロス削減や生ごみの減量を進めます。	○	○	○	○
生ごみ処理機器購入補助や生ごみのたい肥化などを進めます。また、家庭での生ごみ等のたい肥を活用するしくみをつくります。	○	○	○	○

Ⅲ-(5) 4R(リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル)を進める 関連施策 2-2-①	市	市民	市民団体	事業者
ごみの減量・資源化の一層の推進に向け、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発とその取組が進むまちづくりを進めます。	○	○	○	○
再生資源やリサイクル製品の活用などグリーン購入を進め、リサイクル・再生可能資源化の普及と活用、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を図ります。	○	○	○	○
Ⅲ-(6) 地産地消や地場農産物を楽しむ、食品ロスを減らす 関連施策 1-3-①～③、2-2-②	市	市民	市民団体	事業者
地域農産物の地産地消や食文化を楽しみ、地域の農業や産業活動を育みます。	○	○	○	○
食育の普及、食品ロスや生ごみの削減に努めます。	○	○	○	○
食品ロス削減推進計画の普及と削減対策を推進します。	○			
Ⅲ-(7) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを考え発信する 関連施策 2-2-①、3-1-①・②	市	市民	市民団体	事業者
北本市の環境を活かした資源循環に係るエコライフスタイルの提案・実践を募集し、発信します。	○	○	○	○
家庭ごみ・資源類分別マニュアル及び各種リサイクル法の普及啓発による分別の徹底と適正な処理・資源化を推進します。	○	○	○	
(ア) 「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」を進める				
国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」による省資源や4Rの実践、再生リサイクル製品利用など、循環型社会をつくります。	○	○	○	○
Ⅲ-(8) きれいで快適な自然とのふれあいを楽しむ 関連施策	市	市民	市民団体	事業者
ポイ捨てや不法投棄などごみの散乱防止を進め、清潔で安心して自然とふれあい、楽しめる環境づくりを進めます。	○	○	○	○
地域での水辺や緑地、公園等の環境美化活動を進め、良好な自然環境を保全するとともに、プラごみ等の河川への流出防止を図ります。	○	○	○	○

【環境指標】

環境指標	単位	現況年	中間年	目標年
市民 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	g/人日			
市民 1 人 1 日 当 た り の 生 活 系 ご み 排 出 量	g/人日			
資源化率	%			
家庭における食品ロス削減量	t/年			
プラスチック廃棄物回収量 容器包装、ペットボトル回収量 その他プラスチック製品回収量	t/年 t/年			
事業系ごみ排出量	t/年			
4R推進協力店・事業者数	事業所			



協働プロジェクトⅣ

きたもと環境の環プロジェクト

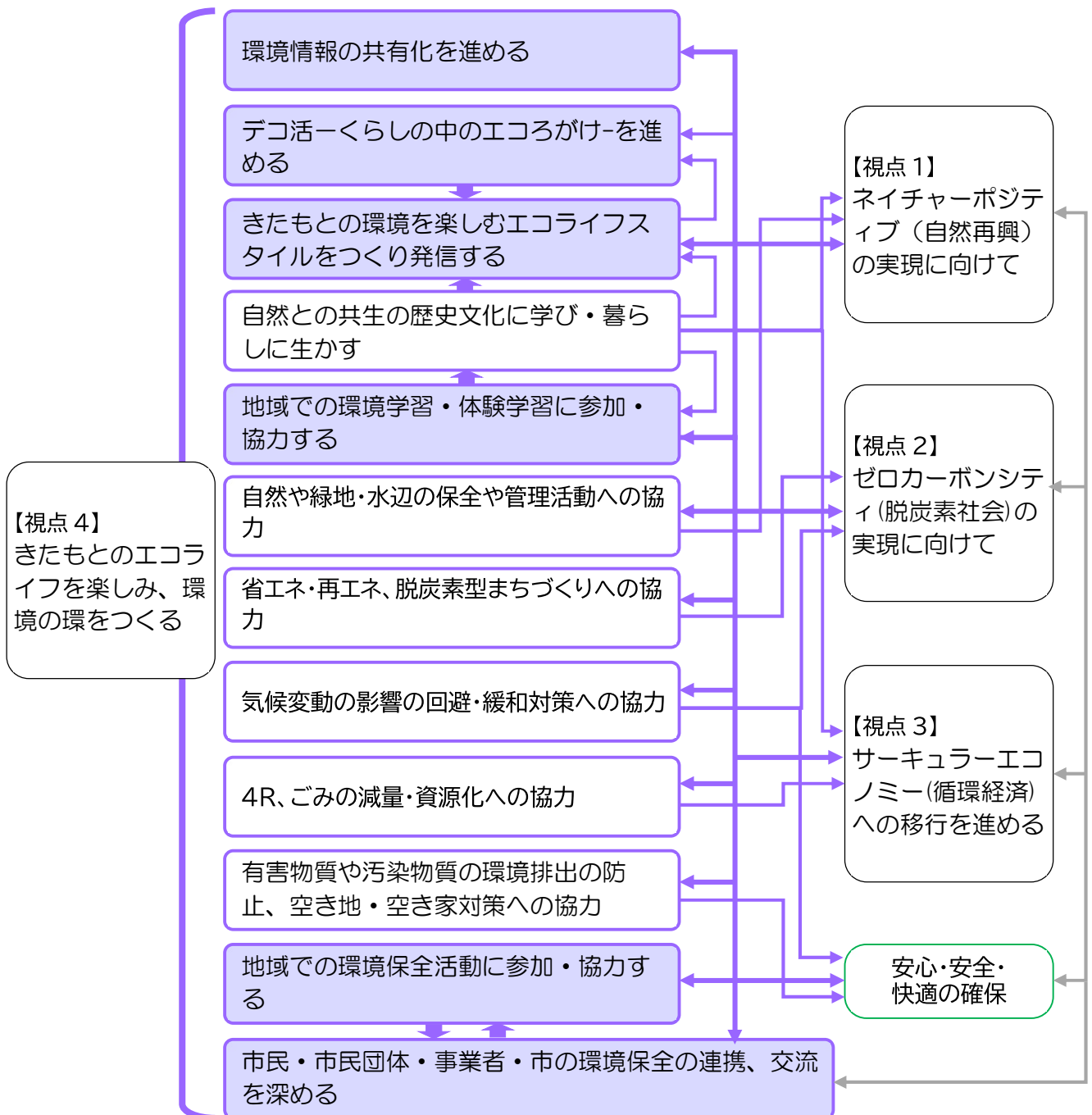
みんなで創る環境にやさしいまちづくり

長期的な目標 2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて

一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち

一人ひとりが環境問題や北本の環境の現状を学び・考え、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」の実現に向けた行動を実践し、幅広い人々や地域との環境交流を進めているまちを目指します。

きたもと環境の環プロジェクト



【プロジェクトの推進】

環境問題や本市の環境に係る情報を分かりやすく提供するとともに、一人ひとりが環境について学び、知り、考え・行動する協働社会を目指します。

そのため、市民・市民団体・事業者の環境教育・環境学習、環境保全活動の支援を進めます。また、市民・市民団体・事業者及び関係各課、関係機関と連携・協力し、環境祭りや自然体験などの環境イベントを開催するなど、環境交流の環を広げていきます。

IV-(1) 環境情報の共有化を進める 関連施策 3-2-①・②、3-4-①	市	市民	市民団体	事業者
環境問題や本市の環境の現状・環境保全の取組状況に関わる環境情報を整備し、分かりやすく発信します。	○		○	
自然調査や緑地現状調査結果などをもとに、環境読本・コンテンツを整備・提供し、市民等の環境教育・環境学習を支えます。	○		○	
IV-(2) デコ活-くらしの中のエコろがけ-を進める 関連施策 3-1-①・②	市	市民	市民団体	事業者
国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」の普及啓発と取組事例を発信し、普及を進めます。	○	○	○	○
IV-(3) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを考え発信する 関連施策 1-3-②・③、2-1-①・⑤、2-2-①、3-1-①・②	市	市民	市民団体	事業者
市民・市民団体・事業者からの北本市の環境を活かしたエコライフスタイルの提案・実践を募集し、暮らしの中でのエコライフの楽しみ方などの事例を発信・提供します。	○	○	○	○
IV-(4) 自然との共生の歴史文化に学び・暮らしに生かす 関連施策 1-1-②、1-3、1-4-①・②、2-1-①、2-3、3-2	市	市民	市民団体	事業者
市内における自然との共生に関する取組や歴史文化に関する情報を充実するなど、一人ひとりのライフスタイルにあった取組や北本でのエコライフの実践に役立てます。	○	○	○	○
IV-(5) 地域での環境学習・体験学習に参加・協力する 関連施策 1-1-①・②、1-3、3-2	市	市民	市民団体	事業者
学校での環境教育・体験学習を、地域・市民・事業者と協力し支えます。	○	○	○	○
地域での様々な活動の機会と連携し、環境学習・体験学習を進めるとともに、参加機会の充実を図ります。	○	○	○	○

IV-(6) 地域での環境保全活動に参加・協力する 関連施策	市	市 民	市民 団体	事 業 者
児童生徒による環境学習や環境保全活動を地域・市民・事業者と協力し支えます。	○	○	○	○
地域や市民団体による環境保全活動や環境自ベントの開催を支援し、環境保全活動への参加機会を増やします。	○		○	
ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）を進めます。	○	○	○	○
(ア) 自然や緑地・水辺の保全や管理活動に参加する				
市や地域、市民団体が進める自然や緑地・水辺の保全や管理活動への協力と参加を進めます。	○	○	○	○
(イ) 省エネ・再エネ、脱炭素型まちづくりに参加する				
市民・市民団体・事業者・市が連携・協力し、省エネ対策や再エネ活用など、脱炭素型まちづくりを進めます。	○	○	○	○
地域での再エネ導入や再エネ電力活用などの検討に参加します。	○	○	○	○
災害時や停電非常時など電力の確保に向けた地域のしくみづくりに参加します。	○	○	○	○
(ウ) 4R、ごみの減量・資源化に参加する				
市民・市民団体・事業者・市が連携・協力し、4Rを推進し、ごみの減量・資源化を進めるとともに、再生可能資源の活用、リサイクル製品・再生プラスチック利用などを進め、循環型社会の形成や循環経済への移行を進めます。	○	○	○	○
ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）への参加の促進と取組を支援します。	○	○	○	○
(エ) 有害物質や汚染物質の環境排出の防止、空き地・空き家対策への協力				
市民・市民団体・事業者・市が連携・協力し、様々な環境リスクへの対応を進め、安心・安全で快適な生活環境を確保します。	○	○	○	○
身近に使用されている有害物質や汚染物質への関心を持ち、適正な使用と管理、環境への排出を防止します。	○	○		○
空き地・空き家の雑草対策、野生鳥獣侵入防止やごみ散乱防止対策などを進めます。	○	○	○	○

IV-(7) 市民・市民団体・事業者・市の環境保全の連携、交流を深める 関連施策 3-1、3-2、3-3	市	市民	市民団体	事業者
市民・市民団体・事業者の知見や経験を活かし、環境学習や環境保全活動を指導・支援する指導者の育成や活動を支援します。	○	○	○	○
市内で環境保全活動を進めている市民・市民団体・事業者・市との環境ネットワークづくりを進めます。	○	○	○	○
環境保全活動は多様な分野の活動とも深い関りがあるため、幅広い主体や地域との環境交流の機会を充実し、きたもと環境の環づくりを進めます。	○	○	○	○

【環境指標】

環境指標	単位	現況年	中間年	目標年
ぴかぴか北本おまかせプログラム (アダプトプログラム) への登録者数	人数			
環境コンテンツの充実	実施状況			

第2章 市の取組



長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造

基本施策	主な取組内容	担当課
① 雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発	雑木林や水辺などの自然に関する情報の発信	環境課 都市計画課
	雑木林や水辺を利用した環境教育・環境学習の推進	環境課 都市計画課
② 雑木林の保全と維持管理	雑木林や屋敷林を保全するしくみづくりと保全対策の推進	都市計画課
	指定管理者制度・市民参加による雑木林の維持管理の推進、支援の充実	都市計画課
	落ち葉や剪定材などのたい肥化と活用のしくみづくり	環境課 都市計画課
③ 自然調査の実施と保全・活用策の検討	荒川水辺の国勢調査と連携した自然調査及び市民・市民団体との協働による自然調査の実施	環境課 都市計画課
	自然調査を踏まえた自然環境評価の実施及び保全・活用策、未担保緑地の保全優先度の検討	都市計画課 関係各課
	歴史・文化遺産の調査・研究と保護の推進	文化財保護課
	自然との共生の歴史文化を伝える歴史的・文化的環境の保全と継承	文化財保護課 関係各課
	自然調査及び自然評価を踏まえ「北本市の動植物史」や「北本の自然」読本など情報整備と発信	環境課 文化財保護課
	自然調査と一体となった自然観察・講座の実施	環境課
④ 自然性の高い水辺の保全と創造（荒川や谷津の湧水・湿地を含む）	荒川の広域的な保全の推進	環境課 都市計画課
	湧水地の現状把握と保全・活用の推進	環境課 都市計画課
	水辺の自然環境の保全・再生など市民が親しめる水辺空間の整備・創出	都市計画課 環境課
主な関連計画	北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 第四次北本市生涯学習推進計画 第3期北本市教育振興計画	

1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造(生物多様性の保全)

基本施策	主な取組内容	担当課
① 生物多様性保全行動指針の作成と推進	生物多様性が果たす役割など、生物多様性に関する講座開催及び情報の提供	環境課
	郷土種・在来種による緑化対策や外来種対策の推進、地域の特性に応じた環境配慮の推進	環境課
	自然調査及び自然環境評価を踏まえ生物多様性地域戦略の検討策定と推進	環境課
② 多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生	自然調査及び自然環境評価を踏まえた緑・水辺のネットワークの形成の検討	環境課
③ 特定外来生物対策や鳥獣被害対策の推進	在来種保全対策の推進（特定外来種や外来種の情報収集と対策の推進）	環境課
	有害鳥獣被害対策の推進（鳥獣被害情報の収集と提供、被害防止対策）	環境課 産業観光課
主な関連計画		

1-3 豊かな農地の保全と創造

基本施策	主な取組内容	担当課
① 有機農業の促進・ 環境保全型農業の 推進	特定生産緑地や農地の有効活用	産業観光課
	農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた保全活動への支援	産業観光課
	環境保全や温室効果ガス排出抑制に資する有機農業・環境保全型農業の普及・促進	産業観光課
② 地産地消の推進・ 食と農と環境の学 習推進	市の生産に適した農作物の活用と地産地消の推進、ブランド化や商品開発による産業振興と営農継続・農地の保全	産業観光課
	北本のブランド野菜や市内産の有機農産物等を活用した食育学習の推進	産業観光課
	市民が農作業や収穫に参加でき、営農形態を保持しながら農家と市民が交流できる体験農園的な利活用の促進	産業観光課
	学校農園や市民農園の推進など、農業に参加する機会の充実	産業観光課 環境課
③ 市民農園の普及と 活用	農地の保全活用や遊休農地の有効利用など、公共施設緑地としての市民農園の整備、農作業・体験農業指導の充実	産業観光課 環境課
主な関連計画	北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 第四次北本市生涯学習推進計画 第3期北本市教育振興計画 第二期北本市 みんな いきいき! 健康なまちづくりプラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画） 北本市産業振興ビジョン	

1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造

基本施策	主な取組内容	担当課
① 公園の整備と維持管理・植樹帯の維持管理	グリーンインフラとして地域の特性を踏まえた個性と魅力ある公園・緑地・植樹帯の保全・整備・創出	都市計画課
	防災や温室効果ガス排出抑制など公園・緑地や植樹帯の機能向上に留意した適切な維持管理の推進	都市計画課 くらし安全課
	自然や緑とのふれあいが楽しめ、快適に暮らせる身近な公園・緑地等の拡充と整備の推進	都市計画課
	樹木の適正な保護管理の推進	都市計画課 関係各課
② 市街地や住宅地の緑化の推進・都市景観の創造	市民緑地制度や緑地協定、北本市緑化推進要綱など、緑地の保全・緑化に関する制度の整備充実と推進	都市計画課
	市街地や住宅地の緑化と緑のネットワークづくりの推進	都市計画課
	緑のコミュニティの核となっている市内に点在する学校や公共施設、中小河川などの緑の拠点の整備	関係各課
	学校、公共施設、住宅地、工業地、商業地における緑化の推進	関係各課
	市民による緑化・緑地保全活動の育成と活動支援	都市計画課 環境課
	緑道やウォーキングコース、サイクリングロード、セラピー拠点・ロードなどの整備など、地域の緑や自然とふれあい・楽しめる環境の整備・充実	都市計画課 産業観光課
③ 空き地・空き家対策の推進	空き地・空き家対策の推進及び有効活用の検討・しくみづくり	環境課 建築開発課
④ 不法投棄防止・環境美化の推進	雑木林や緑地・水辺への不法投棄の防止・監視体制の強化	環境課 都市計画課
	環境美化・清掃活動の推進、地域コミュニティ活動への支援	くらし安全課 環境課
主な関連計画	北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 第四次北本市生涯学習推進計画 第3期北本市教育振興計画	

長期的な目標 2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち



2-1 ゼロカーボンシティに向けた環境にやさしい脱炭素社会の推進

(北本市気候変動対策の推進)

基本施策	主な取組内容	担当課
① 省エネルギー対策の推進	脱炭素・循環型社会に向けた市民・事業者の行動変容の促進	環境課
	市民・事業者の省エネルギー対策等環境保全行動（エコライフ）の普及促進	環境課 関係各課
	市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	環境課 関係各課
② 再生可能エネルギーの活用（自立分散型エネルギー）の推進	自家消費型太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの利用促進及び導入支援	環境課
	公共施設等への再生可能エネルギーの導入拡大	環境課 関係各課
	再エネ電力等の活用促進	環境課 関係各課
③ ZEH・ZEB 及び省エネルギー性能の高い建物の普及	ZEH・ZEB 及び省エネルギー性能の高い建物の普及、省エネ住宅認定など建築物の脱炭素化の推進	環境課 関係各課
	住宅地・工業地・商業地における緑化（敷地外周・駐車場、壁面・屋上緑化など）による建物・市街地の省エネ対策の推進	都市計画課 環境課
④ 移動の脱炭素化（公共交通利用の向上、次世代自動車の普及）	EV 等電動車など次世代自動車の活用・乗り換え、次世代自動車普及環境の充実など、自動車利用の脱炭素化の普及促進	環境課 総務課
	公共交通ネットワークの形成など、利便性の高い市内公共交通の確保及び近隣市町等と連携した広域公共交通の充実	くらし安全課
	公共交通利用環境の整備充実と利用拡大など、自家用車等に頼らないライフスタイルの普及促進	くらし安全課 都市計画課
主な関連計画	北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編） 北本市版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画 北本市都市計画マスタープラン 北本市公共施設マネジメント実施計画 北本市産業振興ビジョン	

基本施策	主な取組内容	担当課
⑤ 歩いて暮らせるまちづくりの推進 (コンパクト、都市熱緩和等)	商業・業務地の集積、交通・交流拠点や公共施設の整備、用途地域の見直しなど、省エネルギーやバリアフリーに配慮したコンパクトなまちづくりの推進	都市計画課 関係各課
	公園・緑地や植樹帯の整備、住宅地や商業・業務地の緑化、クーリングシェルターの充実など、都市熱緩和や熱中症対策に留意したまちづくりの推進	都市計画課 健康づくり課
	歩道や街路樹・植栽帯、ポケットパークの整備など、安全で快適な歩行者空間の確保とネットワーク化	建設課 都市計画課
	自転車走行空間や駐輪場の確保、サイクリングロードの充実など、安全で快適な自転車利用環境の形成	建設課 都市計画課
	荒川沿いなど水辺の自然環境の保全・再生、散策路やサイクリングロードの整備など、市民が親しみ、涼しむことができる快適な水辺空間の整備・創出（再掲Ⅰ-1④）	環境課 都市計画課 建設課 産業観光課
⑥ 気候変動への適応の推進	気候変動適応対策の検討 気候変動に伴う影響の把握と理解の向上、影響の回避・緩和に向けた対策（適応策）の検討	環境課 健康づくり課
	気候変動への適応の推進 (1)気候変動に伴う水害や極端な気象災害からの安全な生活環境の確保	くらし安全課
	(2)クーリングシェルターの充実。樹林や緑陰による日照緩和など都市熱の緩和など、熱中症対策の推進	健康づくり課
	(3)気温上昇に伴う農作物生産障害、農業への影響の回避・軽減	産業観光課
	(4)気候変動に伴う生物生息環境や生物季節の変化への適応	環境課
(5)気候変動による大気・水質、水資源への影響の緩和	環境課	
主な関連計画	北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編） 北本市版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画 北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 北本市公共施設マネジメント実施計画 北本市災害廃棄物処理計画 北本市生活排水処理基本計画	



2-2 環境にやさしい循環型社会の推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 4Rの推進	4Rの普及啓発及び4Rを支える社会のしくみづくりの推進	環境課
	脱炭素・循環型社会の形成に係る環境にやさしい商品・製品の活用、グリーン購入の推進など、デコ活の普及啓発	環境課
	廃食用油の回収と資源化の推進	環境課
	ごみ減量化とリユース・リサイクル活動の推進をする事業者（小売業者等）の取組への支援	環境課
② 食品ロス対策、プラスチック資源循環対策の推進	環境出前講座やポスター・標語募集など食品ロス削減への理解促進や削減に向けた取組の普及促進	環境課
	食品ロス削減推進計画の普及と削減対策の推進	環境課
	3きり（使いきり、食べきり、水きり）運動の推進、生ごみ処理機購入補助、ダンボールコンポスト普及啓発など、生ごみの減量や食品ロス削減に向けた取組の推進	環境課
	国・県等の可燃ごみ組成調査や食品ロス削減対策への協力、フードバンク・フードドライブによる利活用の普及啓発	環境課 共生福祉課
	容器包装プラスチックなどプラごみ及びプラスチック製品の回収促進、プラスチック代替素材の活用など、プラスチックごみ削減に向けた取組の推進	環境課
	再生可能な資源活用やリサイクルでの再生可能資源化など、資源が循環利用されるしくみの形成	環境課
	プラスチックごみの散乱防止や清掃活動の推進など、自然環境や河川等へのプラスチック類の流出防止の普及促進	環境課
主な関連計画	北本市一般廃棄物処理基本計画 北本市産業振興ビジョン	



基本施策	主な取組内容	担当課
③ 分別の徹底・資源回収体制の整備	ごみカレンダーやスマートフォンのごみ分別アプリの多言語化と普及など、分別・資源化の徹底	環境課
	資源回収体制の充実、ごみ減量・資源回収・リサイクル活動を行う市民団体等への活動支援	環境課
④ 廃棄物の適正処理の推進（広域処理、処理施設の整備など）	ごみカレンダーやスマートフォンのごみ分別アプリの多言語化の普及などごみ出しルールの徹底	環境課
	ごみ減量等推進員の活動への理解と協力・支援の醸成	環境課
	廃棄物処理費用の負担軽減など、適切なおみ処理の有料化の検討	環境課
	高齢者やごみ出し困難世帯等のごみ出し・資源回収支援制度の検討	環境課
	事業系ごみ適正排出マニュアルの普及、ごみ処理の有料化など、事業系ごみの適正処理の推進	環境課
	一般廃棄物処理基本計画の推進	環境課
	廃棄物広域処理体制の充実とごみ処理施設整備の推進	環境課
主な関連計画	北本市一般廃棄物処理基本計画 北本市生活排水処理基本計画 北本市産業振興ビジョン	

2-3 環境面からの安全・安心の確保

基本施策	主な取組内容	担当課
① 空気・水の清浄さの維持・向上（調査・監視を含む）	県の一般大気及び自動車排出ガス常時観測結果等を踏まえ、汚染状況の把握と情報提供	環境課
	EV等電動車・次世代自動車の普及、交通流の改善など、自動車排出ガスや交通騒音対策の促進	環境課 総務課
	水資源・水環境、地域の水循環に関する環境学習の充実	環境課 教育総務課 学校教育課
	市街地や水辺周辺での雨水保水・地下浸透の向上、水辺の自然浄化機能の再生など、水資源の保全と健全な水循環の形成に向けた取組の推進	環境課
	北本市生活排水処理基本計画の推進	環境課 建設課
	北本地区衛生組合「クリーンセンターあさひ」の見学会開催、水切りネット配布と普及など、家庭や事業所での生活排水排出段階での配慮行動の普及啓発や行動への支援	環境課
	公共下水道への接続促進、下水道等生活排水処理施設の適切な維持管理の促進	環境課 建設課
	合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽の保守点検など適切な維持管理の推進	環境課
② 騒音・振動及び悪臭の防止	工場・事業所等に対する啓発指導など、騒音・振動発生源対策の推進	環境課 関係各課
	自動車交通騒音の監視・調査及び沿道騒音対策の推進	環境課
	工場・事業所等に対する啓発指導など、悪臭発生源対策の推進	環境課 関係各課
③ 土壌汚染・地下水汚染の防止	不法投棄・土砂埋め立てなどに伴う土壌汚染・地下水汚染防止対策の推進	環境課
	県と連携した土壌・地下水汚染調査及び汚染防止対策の推進	環境課
④ 環境調査・監視の充実	県の一般大気及び自動車排出ガス常時観測結果等による汚染状況の把握、光化学スモッグ注意報などの適切な伝達と行動の推進	環境課 くらし安全課
	河川・水路等の水質汚濁状況の継続的な調査実施と公表など、水質汚濁防止の周知・啓発の推進	環境課
⑤ 環境リスク対策（有害化学物質、空間放射線量、気候変動他）	健康被害をもたらす化学物質の情報提供と適正な使用・保管管理等の推進	環境課 関係各課
	農薬や除草剤、殺虫剤などの適正な使用と管理等の啓発	産業観光課 環境課
	放射線モニタリング情報共有・公表システムによる汚染状況の把握、適切な放射線量調査の推進	環境課
	気候変動に伴う極端な気象現象や熱中症などからの安全性の確保	環境課 健康づくり課
主な関連計画	北本市生活排水処理基本計画 北本市災害廃棄物処理計画	



長期的な目標3 一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち

3-1 エコライフ、エコワーク、脱炭素につながる新しい暮らしの普及・促進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進	日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進（「デコ活」の普及）	環境課
	きたもとの環境資源・特性を活かし、自然との共生を楽しむエコライフスタイルの募集と発信	環境課 都市計画課
② 事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進	事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進	環境課 産業観光課
	県の地球温暖化対策計画制度（特定事業者の義務）における任意事業者での普及など	環境課 産業観光課
③ 市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	環境課 関係各課
	グリーン購入・グリーン調達の推進	環境課 関係各課
	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	環境課 関係各課
主な関連計画		

3-2 環境教育・環境学習の推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境教育の推進と支援体制の充実	自然・生物多様性、気候変動・温暖化、資源循環に関する環境教育の機会充実	環境課 学校教育課
	各学校の特性等を活かした環境教育・体験学習の推進による環境への関心や理解の向上	学校教育課
	地域の環境学習・体験学習支援、環境読本・コンテンツの提供、家庭での環境学習推進など、環境教育の支援体制の充実	環境課 生涯学習課
② 市民の環境学習の推進（環境学習機会の充実）	環境出前講座、市民大学きたもと学苑や子ども大学講座の開催と充実、農作業や自然とのふれあい体験など、市民の環境学習機会の充実と提供	環境課 生涯学習課 関係各課
③ 環境保全活動を支える人材の育成・支援	市民等の環境学習や環境保全活動を支え、指導する人材・団体の育成と活動支援の充実	環境課
	環境に関する知見・経験を有する市民や事業者の活動や協力の促進と支援	環境課
主な関連計画		

3-3 環境を守り・育てる 市民の環づくりの推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援	環境保全活動の普及啓発及び市民・事業者、幅広い団体の参加や協働の機会の充実・発信	環境課
	環境保全活動に取り組む地域や市民・事業者・環境ボランティア団体の育成と活動支援	環境課
② 環境交流の充実・環境活動の環づくりの推進	近隣市町及び姉妹都市、吸収源地域や再エネ発電地域等との環境イベントの開催など環境交流機会の充実	環境課
	自然観察・体験活動や清掃活動などの環境イベント、森林セラピーや地産地消、文化財保護などの活動との連携	環境課 関係各課
	多様な活動団体や地域との連携・協力の推進など、環境ネットワークの形成	環境課
③ 市民との協働環境保全事業の推進	地域や市民団体、市民・事業者による環境保全活動の推進と市民が参加する機会の充実	環境課
	ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）による道路や公園、公共施設などの清掃・草刈りなどの定期的な美化活動の推進	環境課
	協働事業提案制度による環境の保全・創造に係る事業の提案と実施の普及と推進	環境課
主な関連計画		

3-4 環境情報の発信・共有化の推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境情報の整備充実と発信・提供	自然環境調査や生物モニタリング調査、温室効果ガスや廃棄物排出量調査、気候変動の影響、大気・水質調査など、市域の環境や地域資源に関する情報の収集と整備の促進	環境課
	市域の環境や環境施策の推進に対する市民の意見・意向等の定期的な把握と取組への反映	環境課
	市のホームページなどにより、市民に分かりやすい環境情報や環境保全活動情報の充実と発信	環境課
	環境教育・環境学習などに資する分かりやすい環境コンテンツや環境読本などの充実と提供	環境課 教育総務課
② 土地利用・開発事業等における環境配慮の推進	土地利用・開発事業等に際しての生物多様性保全行動指針や脱炭素・資源循環、環境の保全・創造等に配慮した対策の推進	環境課 建築開発課
	グリーンインフラの整備・充実などネイチャーポジティブやゼロカーボンシティの形成などに向けた対策・環境配慮の推進	環境課
主な関連計画		